

議事日程第2号

令和4年3月9日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～5番）

町長の施政方針に対する質問（1番～2番）

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 可児 英治
建設課長 中村 治彦	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局 書記 大脇 敬之

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。これより本日の会議を開きます。

なお、朝日新聞岐阜東部支局様、中日新聞可児通信部様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

初めに、一般質問を行います。

質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようよろしくお願ひします。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に従って一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の一般質問は、大項目、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等についてという大項目について、あと後に小項目4点について質問させていただきます。

令和2年度決算資料から抜粋しますと個別施設計画策定支援業務委託事業とは、令和元年度、令和2年度の2か年にわたり、280万5,000円ずつ支出され、業務を行っていただいております。その成果は、国からの通知に基づき、個別施設計画を令和2年度までに策定し、さらにこれを次年度、令和3年度中に現行の御嵩町公共施設等総合管理計画の見直しを行う必要があることから、行政の考え方として各施設に係るコスト算出及び方向性を整理したとされ、今年度、御嵩町公共施設等総合管理計画を策定することとなっております。

前回の平成28年3月策定時点の計画では、この計画では御嵩町が保有する公共施設、インフラ資産を対象に全体の保有状況の把握と公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握、整理する中で、財政負担の標準化を目指し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を含め、公共施設等の適正規模を図るための基本的な方針を示しますとホームページに掲載されております。

新しい計画は、今後パブリックコメントを経て、さらにバージョンアップされ、有意義な計画が策定されると期待しております。計画が完成した折には、ぜひとも詳細な内容を御説明いただきたいと思っておりますので、その節はよろしく申し上げます。

平成28年度策定の文言を引用して恐縮ではありますが、策定内容、方針などは恐らく今回策定の計画と大きな変更はないということで御質問をさせていただきます。

公共施設を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握、整理する中でというのは、現在の公共施設の洗い出しや状況調査を実施しておられ、将来の公共施設更新、修繕、統廃合等を含め、課題整理されると推測します。特に重要なのが、財政負担の標準化を目指し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を含めた公共施設等の適正規模を図るという点であります。

これに関連させて申し上げます、町長が広報「ほっとみたけ」1月号、町長月記での常識的な脳で考えれば、御嵩町財政を痛めつけるわけがない。御嵩町に財政問題は発生していませんという御発言から考えると、前回定例会で私が資料請求した財政シミュレーションには公共施設の更新、修繕なども含まれているのかなと思います。

万一、将来多額の費用が必要となるだろう施設の老朽化対策が盛り込まれていないとすれば、行財政の仕組みができていないシミュレーションだと私は思います。

新庁舎はさておいて、現存している各地区公民館、高齢者、児童の福祉施設、学校などの文教施設、道路や上下水道のインフラなど、ありとあらゆる公共施設等が老朽化していきます。もちろん一部には既に老朽化し、耐えられない状況にあることも私は耳にしております。

財政問題が存在しない我が御嵩町では、老朽化した公共施設は、順次適正に維持管理され、持続可能な施設として存在し続けていくものだと安心しています。しかしながら、人口減少などの社会的要件の変化の中では、施設の統廃合等により集約化の必要性も考えられます。町内の地域の実情もあり、非常に難しい問題だと思います。

そこで、質問させていただきます。

1番、公民館、福祉施設、文教施設など多種多様な施設を有しておりますが、統廃合、集約化、または管理者の移管などをお考えはありますでしょうか。

2番、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくこととなります。その

中でどのような視点でどのような優先順位をつけられ、維持修繕等を行い、持続させていくべきか、お考えをお示してください。

3番、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を含めた公共施設等の適正規模を図る場合、公共施設等の最善な最適な配置を検討するに当たっては、議会へ住民への十分な情報提供を行っていくことが必要だと思いますが、いずれのタイミングで長期展望を示すか考えていらっしゃいますでしょうか。

4番、確認のような質問となり恐縮ですが、御嵩町が有する公共施設の維持管理、修繕等々を含め、多額の費用が近い将来必要になると想像しますが、前回の資料要求の財政シミュレーションには、公共施設等の老朽化対策は盛り込まれていますでしょうか。もし含まれていないとなれば、御嵩町公共施設等総合管理計画が策定されたときに改めて財政シミュレーションをなされるのでしょうか。

この4点について質問させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

質問に対しての執行部の答弁を求めます。

最初に、総務部長 各務元規君、お願いします。

総務部長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、福井議員の御質問に町長が御答弁を申し上げる前に少しお時間をいただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等についての質問のうち、4つ目の御嵩町公共施設等総合管理計画が策定されたときには、改めて財政シミュレーションを実施するかについてお答えさせていただきます。

御嵩町公共施設等総合管理計画は、平成28年に策定していますが、昨年3月に策定した個別施設計画を踏まえて改定案を作成し、先日の3月1日までパブリックコメントを実施いたしました。この改定案の計画の中では、公共施設を単純に更新した場合に必要な費用として、将来の34年間で合計295億1,000万円が必要と試算していますが、この総額は、全ての施設を30年経過したら大規模改修を行い、60年経過したら建て替えを行うとした一律的な試算ルールに基づき、施設分類ごとの単価により機械的に算出したものです。

これは町が保有する全ての公共施設を同じ面積、同じ規模どおりに建て替え、更新を行った場合の更新費用を示したシミュレーションの一つであります。今後の人口減少社会の見通しを踏まえ、長期的な展望に立って施設の統廃合など、公共施設の総面積の削減を図る必要性を示したもので、前回の議会でお示しをした財政シミュレーションとは性質も視点も全く異なるも

のです。人口減少なども踏まえ、老朽化したら新しく建て替えるというこれまでの考え方から脱却し、施設の目的、利用実態、コストなどを客観的に見ながら、今後の御嵩町の公共施設の在り方をどうしていくかということを経営、議会、そして町民の皆さんと一緒に考え、議論していく契機とするのがこの計画の大きな目的の一つであります。

以上のことから、前回お示しした財政シミュレーションには、公共施設の建て替えや複合化など、今後の方針が議論されていない施設については考慮していませんし、再シミュレーションの予定はありません。

しかし、既に方針が決まっている新庁舎、中児童館、伏見小学校の更新をはじめ、公共施設として経常的に必要な維持管理費、維持修繕費は考慮して計算しております。

公共施設は総合管理計画を策定して終わりではなく、ここからがスタートであると考えています。施設の利用者や団体、地域住民、議会、さらには公民連携のための民間企業など、多様な関係者と一緒になって考え、規模は縮小しつつも行政サービスと機能の質は落とさない公共施設のマネジメントに取り組んでいく必要があると考えています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続きまして、町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

ウクライナのほうでは大変なことが起きています。日本も、あしたどうなるかも実は分からないというような実感ではないのかなと思いますけれど、本当に被害に遭っている皆さんには、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。何かきちっとした手だてがないものかなということを改めて思っておりますけれど、日本の立場も大変難しいですので、我々の生活がどのように維持されるかについてもいまだに分からないと言わざるを得ないと思いますので、ぜひ皆さんもその辺り注視していただいて、また2日後には、3月11日が来ます。大地震を改めて思い出すことになろうかと思っておりますので、いろんな経験則で判断していきたいと思っております。

福井議員の質問にお答えをいたします。

総合的な管理による老朽化対策ということで、過去にも同じような質問が出てきており、重複することがあるかと思いますが、その点については御理解いただきたいというふうに思います。

最近、福井議員、行財政について盛んに口にされるわけでありまして、特にその仕組みを知っていただきたいというふうに思います。これは、最初から私がよく言っている、この財源はどのような仕組みになっているのか、これは国がどれだけ出してくれるのかというのは非常

に重要なことですので、実は国はそういう方向で、今重点的に何をやれというふうに導いていくような財政負担というものが有利になるものが多くあるということでもあります。

この仕組みについては普遍的なものもありますし、時代や日本、国として抱える課題によって変化をします。いろんな交付金事業というものも次々と出てくる。名称が変われど同じだということもありますし、名称が変わったら全く新しい交付金制度ができてくるということでもありますので、ぜひそこに敏感になっていかなければいけないというふうに思います。

現在、福井議員は老朽化をテーマとしての一般質問であります。当然考えていくべき必要性の高いテーマであるかと思えます。

ただ現在、御嵩町のテーマは耐震化であります。いわゆる老朽化したものの耐震化をどうするのかというのが最大のテーマです。今、御嵩町、私になってからも耐震化を進めてきましたが、結局耐震化ができていないのは、御嵩町で耐震性が一番低いとされるもの、この御嵩町の庁舎、そして中の保育園、そして耐震化はできないと判断されている中の児童館であります。この耐震化が進めば、老朽化と併せて建築し直そうということですので、当然耐震化すべき施設が更新されるということになっていきますので、ある意味の将来負担は若干軽くなるのかなということは思っております。

ここ10年間は世相も、国の着目点もやはり耐震化、防災・減災であると考えてきました。国の財政的な措置もそういう方向で、防災・減災に対して有利な財源がつくられていった。私はそう解釈して進んでおります。その時代に合った、マッチした交付制度をどうやって食いついて捉えていくか、敏感でなければいけないと私は思っています。10年後を語れとおっしゃるんですが、10年ぐらい前に私はそれを言われたときには、こう言いました。今でも同じです。せいぜい3年です。最長でも5年を語ったとすると、かなりあやふやな答えしか返せないだろうと。10年先を見通せという掛け声は本当にかっこいいんですけど、どうも我々昭和世代の妄想ではなかったのかな。これは経済が右肩上がりを必ず続けるということを前提、そして、もう一つ言えることは土地ですよね。土地の単価は神話的に一切下がらないということを前提に、そうした10年先を語ってきた。今それができるのか。コロナがあり、イラク問題、ロシア問題がありと、突発的に何が起きるか分からない時代です。

また、IT関連でいけば、日進月歩というよりは、本当に時間で進んでいるぐらいの高度なものに変わりつつあるわけですから、10年後を想像できるか、もうできないです、はっきり言って。してもあんまり意味がないかなということは思っています。ただ、10年後もやはりこの御嵩町は存在していると思いますので、そこを考えていきたいと思えます。

そういう意味では、町長や議員の任期は4年であるということ、かなり絶妙な議員の任期だなあということは最近思うようになりました。

公共施設の老朽化、または統廃合、集約化、これは今回、庁舎等々でそう行うように、私もそのほうがいいと思っていました。議員の皆さんは全会一致で集約しろと、そのほうがいいということを判断してくれましたので、その目標に向かって今進んでいるところでありますけれど、老朽化については、私の仕事ではないなということを感じています。福井議員も私より年は1つ下だけですので、早々町政の中心に陣取っているわけにもいかないという時期が必ず近い段階で来るというふうには思っておりますので、私の仕事は、多分洗い出しぐらいになるんじゃないかと。去っていく老兵があまり統廃合についても、その順番についても、決めてしまうのはいかなものかと。その時代時代の人を考え、統廃合もありだねという議論も必要でしょうし、小型化すればいいという考え方もあるでしょうし、むしろ大きくするんだという考え方もあるでしょう。それは私の範疇ではないというふうに思っております。ぜひ将来世代有望な人たちが考えていってくれればと思います。その必要となる資料を我々はつくっておくということになるかと思えます。

管理者の移管もそうであります。御嵩町はもう既に指定管理者ということで、管理者の移管をしている施設も多くあります。ただ最近、私、実際に係る経費を見ていますと、経費が安くなったのかどうか分からないような状態になってきている。結局、町が運営する町設町営でやっていた頃と何がどう変わったのかと。基本的には、これを長くつくり続けていただく、また働く場所の提供もできるということでそうした指定管理者制度を用い、移管をしてきたわけがありますけれど、果たして本当に安いのか高いのかは、もう今となっては分からなくなってしまったと、そのように思います。

財政の勉強会のグラフをしっかりと見ていただきたいと思えます。

子孫に未練を残さず、これは前柳川町長が好んで使われた。彼は年度越しの金は持たないと、年度でお金が残るということは、税金が高いということだということで、子孫、我々は未練を残さないと言い切っておられました。ただ私は、これは間違いだと思っております。御嵩町は50年、100年と形は変えていくでしょうけれど存在していく。だとすると、何かお金をかけることがあった場合に、我々世代だけで負担していくのかということにも無理がある。ですから、財源として有利な借入れをしていく。貯金があっても、それをもって有利な財源を使っていくということになるかと思えます。

個人の子孫と我々の考える未来世代というものは全く違うというふうに思っております。

今の話の続きになりますけれど、できるだけ軽い負担で済むような方針を決め、そのような実行をしていきたいというふうに思えます。

グラフを見ていただくと、いよいよそういった状況で大変大きな事業をやるにもかかわらず、低い水準を示しているというふうに思えます。イエローカードが出るとか、レッドカードが出

るなんていうレベルには全くないという状況を冷静に見ていただきたいと私は思っています。

将来、シミュレーションしろと言われても、ある程度、設計程度はできるとか、設計士に相談した上で幾らぐらいと言われるようなもの、そしてそれが老朽化で更新が必要なのか、リニューアルで十分だという施設もあるでしょうから、30年、60年というふうには勝手に決めるなという話だと思いますので、今現在、もし財政シミュレーションをしたとしたら、私から言わせればあんまり信用しないほうがいいというふうに思います。大体数字が盛られると、行政の習性として、安全策として、かなり5割増しとか、3割増しとか、もっと大きいものも実は過去ありましたね。上之郷の無水道地域でも16億円かかると言われていた。私は半分でやりました。

そういうことですので、あんまりその数字は当てにしないでいただいても、将来世代にこれも迷惑がかかるというようなことがあるかと思しますので、ぜひその辺りは、現実的な数字が出たものとそうでないものとの違いを見極めて進んでいていただきたいと思っております。以上であります。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

再質問を許します。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

長期展望に関する考え方がよく分かりました。

町長の任期もあと僅かなので、残り少なくなってきているので、次の人に対していいものを残していただければと思います。

私、今、起きている問題についてちょっとお聞きします。

今、例えば伏見公民館では、3階の天井が落ちてアスベストがむき出しになっていたり、あと伏見小学校ではよく言われるんですけど、雨漏りの音がひどくて授業がやりにくいとか、体育館では雨漏りがするとか、中の公民館の1階は水の出が悪い。そういったようなことを聞きますけれども、そういう話は一体どういう経路で町長のほうに、どこの部署からどういうふうに入ってくるか、そしてそれに対してどういう対処をされるのかというような指示系統はどうなっているか、その辺のところを一回お聞きしたいのと、伏見小学校の話が出ましたけれども、町長は前々から庁舎の総予算が出たら伏見小学校にはゴーサインを出しますということを前々から言われておるんですけど、一応総予算が出たんですけど、伏見小学校に対する考え方はどうなったのか、この2点についてお聞きいたします。よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、質問の1点目のいろいろ老朽化したものに対する修繕の指示系統についての御質問でした。それぞれの担当でいろいろな施設を管理していただいております。そちらのほうでいろいろな問題がありましたものにつきましては、当然どういう問題があったかというものは上層部のほうにしっかり伝えていっているということになります。

その上で、これが緊急度があるかないか、もうちょっと新年度予算で対応するのか、補正予算で対応するのか、そういったものを議論した中で、緊急なものは補正予算というような形で対応する。もうちょっと時間が取れるものについては、改めて新年度予算でしっかりどういった対応を取っていけば修繕ができるか、そういったことを検討して、最終的に執行部でコンセンサスを図るというやり方をしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

当初から皆さんには説明申し上げているように、庁舎関連の事業費がある程度確たるものになってきたら、伏見小学校、庁舎関連のゴーサインを出すときに一緒に出しますよと言ってきた。これはもうまがいもない事実であります。今回、今、法令審査のほうで非常に意味が分からない遅延がしております。これによって、何億円もの財源的な措置が変わってきます。としたら、伏見小学校に同時にゴーと言えるのかどうなのか、これも含めて判断しなきゃいけないようになってくる。

事業をやる以上、ある程度の想像を持って、金額もこんな程度だろうなど。私が一番重要に思っているのは、それが返していける借金なのかということであります。これはびたりと財政担当者と数字が合いましたけれど、私は1億二、三千万円なら御嵩町の行財政体力なら毎年返していくお金がそれだけなら十分行けると。庁舎基金のほうに毎年1億5,000万円、最低でも1億円、2億円、3億円積んだこともありますし、財政調整基金は一切減らしていませんので、それだけの財政力、耐える力はあると。2人同時に、これって、この金額って大体毎年返済は、1億円か、そのとおりですと、1億260万円ですということですので、私も目標とした数字でしたので、それほど驚きもしなかったということでもありますけれど、全体的に1割近く数字がもし違ってくるとしたら、これは改めてシミュレーションし直すということにもなります。

ただ、あのシミュレーションは最悪なことを想定しているというシミュレーションでありましたので、実はもう少し安く上がるかもしれないということになるかと思っておりますので、ぜひ冷静に考えていただいて、今、法令審査とも言えないんじゃないかなと思っておりますが、意見書つき

で出していただければ、それで解決はしていくというふうに思っております。遅れても致し方ないですよという話です。以上です。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

町長得意な財政シミュレーションですけれども、12月に小西先生のお話をお聞きして、大体のことは理解したんですけれども、庁舎と伏見小学校は、僕は別じゃないかと思うんです。12億円という話が私が出した資料に出ておるんですけれども、それを78億円と12億円を使っても財政的にはたしかに町長言われるとおり、問題はないということになっています。ですから、これを一緒に扱うという考え方は、僕は違うんじゃないかなと思います。

実は多治見市の小泉小学校ですか、2年ほど前に新しい校舎になって、すばらしい校舎になりました。今は、そこへ若い人たちは、新しくすばらしい小学校ができたから、うちのめいもそうですけど、小泉小校下にうちを造りたいという考えがあります。ですから、若い人の考え方というのは、そういう考え方だと私は思っています。

これは、庁舎がどうかという話ではない、これ質問じゃないですからね、私の考えを言っているだけで、ということをおっしゃいますので、その辺のところをよろしく願いして、私の本日の一般質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

続きまして、3 番 奥村悟君。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

あわせて、写真を配付しての質問をしたい旨の依頼がありましたので、これも同時に許可します。

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

今回は、大項目2点であります。

まず1点目、御嵩町の空き家対策についてであります。

空き家対策については、令和元年第3回定例会で質問させていただきましたが、その後の状

況について改めて質問させていただきます。

その前に、以前にも触れました山田地区の空き家の現状を紹介します。

お手元にお配りしている最近の写真を見てください。

いまだに所有者の管理がなされず放置状態です。建物は入り口や窓も壊れ、基礎が残っている状態です。敷地内には、不法投棄もされるようになりました。いまだに若者を中心に人の出入りがあります。先月の連休中にも高校生が自転車で乗りつけていました。警察にも適宜パトロールをしていますが、効果はありません。

では、本題に移ります。

長寿化により今や人生100年時代と言われています。あなたが100歳になるまでに何が起こると問われたとき、社会課題として少子高齢化や人口減少が上げられます。もう一つ、大きな課題として、近年増え続ける空き家問題です。空き家問題は、最近テレビの朝のワイドショーでも大きく取り上げられるようになりました。

総務省による平成30年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は848万9,000戸で、平成25年と比べ29万3,000戸、3.6%増となっています。また、総住宅数に占める空き家の割合、空き家率は13.6%と平成25年から0.1ポイント上昇し、過去最高となっています。

岐阜県の空き家は14万戸で、空き家率は15.6%で全国平均を2ポイント上回っています。野村総合研究所が発表した国内の空き家率の将来予測によると、令和15年には現在の2倍になると予測しています。一般住宅の4戸に1戸が空き家になることとなります。このように空き家問題は年々深刻になってきています。

平成27年5月の空家等対策の推進に関する特別措置法、空き家法の全面施行から、この春で7年目を迎えます。全国的に空き家対策に取り組む都道府県や市町村が増加しています。この法律により、市町村は倒壊などの危険がある空き家の所有者に適正な管理を指導したり、行政代執行などによる除去を行ったりすることができるようになりました。その第1弾となる空家等対策計画を策定した市町村は、令和3年3月31日時点で、全国の1,332市区町村で策定され、岐阜県は全ての42市町村が策定を終え、その策定率は、全国平均の76.5%を大きく上回っています。

法定協議会は、全国の907市区町村、設置率52.1%で設置され、岐阜県は27市町村、設置率64.3%で設置しています。

本町も平成30年7月に御嵩町空家等対策計画を策定し、様々な課題に直面しながら対策に取り組んでおられるかと思えます。この計画も来年3月31日をもって終了します。

空き家対策は、所有者と直接コミュニケーションを交わし、対策やサポートを行うことや空家等対策の推進に関する特別措置法により空き家の状態把握をして、助言や指導などを行う取

組も必要ですが、地域の特性や状況に合わせた自治体独自の条例を制定することも必要ではないでしょうか。空き家撤去後の固定資産税の減免については、独自の基準に該当する空き家を撤去した場合、福岡県豊前市や鳥取県日南町では約10年間、愛知県犬山市や埼玉県深谷市などは約3年間、三重県志摩市や富山県立山町などは約2年間の固定資産税の減免を行っています。また、山形県酒田市では地域住民が中心となって見守り隊を結成して、市が活動に対して補助金を支給し、月1回の巡回により見守り隊から報告を受けています。このように自治体独自の対策によっても効果が得られています。

空き家対策を行うに次のような問題があります。

そこで幾つかの問題を上げながら質問をします。

1つ、御嵩町にも西田団地、大庭台団地、稲荷台団地など、幾つかの団地があります。私も団地内を通るに多くの空き家を見ることができます。高齢で亡くなられたり、老人ホームや家族の家への転居などで増加が見込まれる状況です。地域別、団地ごとの空き家の戸数は把握しておられますか。戸数をお聞かせください。

2つ目、空き家を管理できないような状態になる前に、その予防策として空き家の所有者に適正に管理するよう継続的に啓発を行うことが必要である。そのためにも、少なくとも年1回の空き家の実態調査を行って所有者への意向確認のアンケート調査を行うことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、空き家を解体しようとしても解体する費用が高額であることや解体すると固定資産税が高くなることから解体できない。そのためにも、解体費用の助成や解体した土地の税負担を減免する制度が必要になってきます。

岐阜県が公表している令和3年4月1日時点の空き家対策に係る岐阜県内の市町村の助成制度では、取壊しに係る費用の一部を助成しているのは33市町村で、可茂管内では御嵩町と八百津町を除く全ての市町村で助成を行っています。適切な管理がされていない空き家の除去を促進し、町民の住環境を図ることを目的に、他市町村に倣って所有者の除去費用の一部を補助する考えはありますか。

4つ目、空き家の管理責任者は所有者になりますが、空き家が発生した場合は、高齢化の問題や家族構成の変化などが要因になっており、景観の悪化や治安の低下など、地域にも影響を及ぼすことから、住民の声を吸い上げ、政策に反映していくことも大切です。そのためにも、地域住民や行政、専門家、民間業者などが相互に連携して、所有者に管理や利活用が行われるサポート体制を行う組織として法定協議会の設置が必要であると考えます。協議会を設置する考えはありますか。

5つ目、平成30年7月に策定された御嵩町空家等対策計画の検証と成果でいう達成状況並び

に進行管理はどうであったか、お聞かせください。

6つ目、令和4年度は2期の計画の策定年度になります。新年度予算に次の計画の予算が計上されていないわけですが、何に重点を置かれ、どのように進めていかれるのか伺います。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の質問は、奥村議員が令和元年第3回定例会で御質問いただいた内容とほぼ同じ内容の質問でありますので、当時の総務部長が答弁いたしました内容と重複するところがございますが、あらかじめ御了承願います。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、施行5年で見直しを行うことを附則で定めており、令和3年6月には、空き家の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進することを目的に法に基づく基本指針及びガイドラインが改正されました。

そこには、第一義的には、空き家の所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提で所有者の自主的な対応を求めることが重要と加えられています。

初めに、質問の1つ目、町内の空き家、地域別、団地ごとの空き家は何戸かについてであります。

空き家の把握状況につきましては、町全体で366戸を把握しておりましたが、除却14戸、空き家バンクによる利活用34戸を確認しており、現在は318戸と把握しています。

地区別にしますと上之郷38戸、御嵩85戸、中115戸、伏見80戸となっています。また、団地ごとでは、南山台西14戸、南山台東13戸、西田37戸、大庭台23戸、稲荷台23戸という状況です。これらの中には、所有者不明の空き家も20戸あり、これらの近隣の方々の生活に支障が及ばないよう考えていかなければならない課題もあります。

次に、空き家の実態調査や所有者へのアンケート調査を継続的に行う考えについてであります。

空き家の状態調査につきましては、以前の答弁のとおり、調査の必要性は認識しておりますが、莫大なコストも必要なことから、地域住民からの情報のほか、固定資産情報や水道利用状況を基に職員による現地確認により空き家情報を把握しております。引き続き同様の方法により努めてまいります。

また、所有者へのアンケートの実施に関しましても、不適切管理の空き家に対しては、直接

文書指導などを行っており、所有者による適正管理が義務づけられていることから、空き家バンクの利用促進などの制度の周知や空き家の管理に関する啓発は引き続き行ってまいります。現時点ではアンケートを行う予定はございません。

3つ目の空き家の除却費用の一部を補助する考えについてであります。

空き家に対する対策は、活用するか、除却するか、大きく分けると2つしかありません。補助制度の創設は、空き家を取り巻く防災、衛生、景観など、早急な解決に向けての効果が期待できます。一方、税法上、固定資産税の住宅用地特例による軽減措置がなくなることから、除却が進まないことも事実です。高齢化が進み、空き家問題がさらに深刻化していくことが予測されていることから、除却補助の導入効果、税法上の減免措置による公平性の維持、空き家活用のための助成、これら制度の組合せも含め、様々な可能性を想定しながら今後の対策を検討していきたいと考えています。

4つ目の特措法第7条例に規定する法定協議会の設置についてであります。

当町においては、空家等適正管理審議会を設けており、構成員についても特措法第7条の協議会の構成員に準じて構成されております。また、空家等対策計画の策定のほか、特定空家に対する措置などについても毎年審議会に諮り方針を決めており、協議会を設置しなくても対応は可能であると考えています。

5つ目の御嵩町空家等対策計画の5年間の検証と成果についてです。

認定した9件の特定空家は、指導、助言等により5件が自主解体、1件を略式代執行により解体し、現時点では3件まで減少しました。また、空き家の適正管理の促進のため、文書等による催告により除却されたものも8件あるほか、空き家バンクに登録された37件中34件が利活用されています。

この計画にある適正管理の促進、利活用の推進、問題のある空き家への措置の3つの基本方針に沿った対応を行ってきたことにより、空き家が増えていく中においても成果が得られているものと認識しています。

最後に、第2次計画は検証を踏まえて何に重点目標を置いて策定するかについてです。

計画に基づき取り組んでまいりましたが、いまだ解決されていない管理不全の空き家が残っているのも事実です。空き家対策は人的被害など、保安上危険、衛生上有害、景観を著しく損なうなどの状況にある空き家の所有者に対して3つの基本方針に重点を置き、いかに自主的な対応を求めていくかが重要であるかと考えます。

改正された基本指針において、特定空家等の対象には、将来予見される空き家等も含まれたことを踏まえ、現在の計画を基本ベースとしつつ、社会情勢の変化などを捉え、改正された基本指針、ガイドラインの趣旨を反映させながら次期計画を策定していきたいと考えています。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

4番目の質問ですが、法定協議会の設置、全国的にも五十数%の設置率なんですけれども、前回の当時の伊左次部長も、住民の方とか議員の皆さんとも議論を重ねていきたいという発言があったわけなんですけれども、やっぱり協議会のほうはいろんな方の意見を聞いて、それを対策計画にも反映していく必要があると思うんですが、その点は今回の計画をつくるようになって設置はされないんですかね、本当に。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

法解釈上も、これは法定協議会を設置しなくても全然問題はないということですし、実際、先ほど説明させていただいたように、法定協の構成員に準じたメンバーでやっておりますので、現在はこの審議会の状態で進めても問題ないと考えておりますので、設置する予定はございません。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

現段階の御嵩町には必要性がない、これは行政代執行なので、解体は御嵩町は1回やっております。促して、皆さん動いていただいた方もあります。解体処分するということは物すごく難しいんです。そのときに、弁護士さんであるとか、警察官であるとか、法令に詳しい方々に協議会のようなものを設置していただいて、全ての法令に合致した形で代執行、解体を町はやりました。その会議が生きていますので、私どもの御嵩町はある意味、一番最初につくったような、一番最初かどうかは分かりませんが、法施行の前にそういうものをつくっていると。それが機能したということですので、改めてつくる必要はないかなということでもあります。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

努力義務ですから致し方ないと思うんですが、私的にはやっぱりそういった協議会をつくっ

て、いろんな方の意見を聞きながら反映していくことがいいかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それともう一点、次回の2期の計画で何に重点を置かれるかということなんですけれども、私は当然利活用だと思うんですが、特に今の空き家が壊れてしまう前に、今の健全な状態でやっぱりどんなふうに、空き家バンクもそうなんですけれども、どういうふうに活用していくかということが重要なことだと思うんですけれども、そのためには、この計画をつくるにはやっぱり所有者のほうにアンケートを取って意向確認、それは絶対に必要があると思うんですね。その点はいろんなマンパワーとか、いろんな意味の中でやらないということでしょうか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

基本的に空き家の所有者はどういう状況かということは、こちらでも把握しておりますので、アンケートを取ったとしても、いろんな情報の中で、例えばこれから利活用したいという思いというのはあると思います。それは実際、今の空き家の方に対していろいろな面で催告書とかいろいろ送っている中でも、本人の答えとしては利活用する予定があるというようなお話でお答えが返ってくる人が多いんですが、実際には活用されずにいると。だから、アンケートというのは本当に想定だけであって、実際にそのアンケートのとおりを実施していただけるかということになるとかなり違ってくるといってもありますので、今はアンケートをする予定はないというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

今の御嵩町の空き家は300戸強あるということで数字を示されたわけなんですけれども、かなり多い数字かなというふうに思うんですね。団地なんかでも、西田団地でも1班に1戸、35戸ぐらいあるということで、かなり増えているという状況でありますので、やっぱりその対策は必要かなというふうに思います。なので、やっぱり今度、令和4年度計画をつくっているに当たり、実のある計画、今後そういった利活用も含めて空き家をどんなふうな形で減らしていくか、そういったものはやっぱり必要かと思っておりますので、よろしくをお願いします。頑張ってください。

それでは、2つ目の質問に入ります。

2点目ですが、新庁舎等の整備事業についてであります。

議長を除く議会議員10名で構成する新庁舎等建設特別委員会は、令和2年7月13日に庁舎等

整備事業は、スピード感を持って推し進めるとともに、半世紀に一度と言われる大事業である新庁舎等の早期供用開始に向け、町執行部及び議会が一丸となって推進していくことを確認したと議長宛てに報告しています。

令和2年第4回12月定例会で福井議員は、新庁舎は御嵩駅の南に予定され、完成することによって名鉄広見線の乗客数の増、改修された願興寺やみたけの森への来訪者増が期待され、周辺へ商業施設や飲食店ができ、町の活性化に一役買う。今、この時期に新庁舎を建設し、御嵩町に若い方の移住を促進する起爆剤になって、建設を延期しないで順調に完成に進んでほしいと一般質問をするなど、議会は一丸となって早期建設を推進しています。

そのときの答弁では、当時の須田総務部長は、新庁舎等の整備を進めていく上で広く町民から意見を聞くこととしていたが、コロナ禍で多くの方に集まってもらうワークショップも開催できなくなり、生活学校や文化協会、ぽっぽかんに通うお母さん方、各中学校の生徒会役員など、男女を問わず幅広い年齢層の方から意見をいただいた。

そこでの意見は、新庁舎や町民ホールの完成を楽しみにしているということでありました。完成時期は、関係機関との協議に時間を要し、庁舎の開庁については令和6年度までずれ込む公算が大きいと答弁しています。

また、令和3年第2回定例会で山田副議長の新庁舎等の開庁時期についての一般質問で、町長は、難関である事務手続の先が見えた時点で全ての工程を明確にしたいと答弁しておられます。

そこで質問ですが、1つ目、先月2月10日の新庁舎等建設特別委員会で、議会に対して事業費予算とスケジュールの説明があり、開庁時期についてスケジュールを見る限り、令和8年度のように。いまだに事務手続が見えていない状況の中で亜炭鉱跡対策、基盤造成、新庁舎等の建築のそれぞれの工程スケジュールは明確でないような気がしてなりません。実際のところ、開庁時期はいつになりますか。具体的な工程スケジュールも示してお答えください。

2つ目、町民の中には新庁舎整備のことを詳しく知らない人もいるかもしれません。このままでは町民の不安が募るばかりです。コロナ禍で皆が暗く沈んでいる中で、町長の口から御嵩町の夢を語ってはいかがでしょうか。

ほかにも町民に開示できる方法もあります。例えば、町の広報紙「ほっとみたけ」の全紙面を使って、新庁舎等の説明を事細かく載せる方法や防災無線、ホームページを使って説明する方法もあると思います。町民に知る機会を設けるべきではないでしょうか。答弁よろしく願いします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

積極的な質問をしていただきましてありがとうございます。

奥村議員のおっしゃるとおりであります。

見通しが立たないというのが正直なところですが、しかし、行政としては法令遵守された場合、それを基本としてスケジュールを組むのは当たり前のことです。後ほど施政方針演説の内容について安藤信治議員から質問がずばりとありますので、そこで答えるべきは答えていきたいと思っておりますが、スケジュールという観点については、今、法令を守った進達機関が機能すればすぐ済むことだと私は思っていますので、分かりません。理由すら違法だと私は思っています。

そもそも論でいけば、庁舎等の整備、中保育園、児童館、これらは耐震化がなされなければいけないというところから始まってきた施設でもあります。基本的に老朽化もしていると。結果的に集約させるという発想で議会も皆さん同意していただいて、これ議会の皆さんが集めてもいいということをおっしゃったのでやっているということで、私はより安全な場所で保育をし、児童に時間を用意し、過ごす場所を提供し、そしてこの庁舎、安全なところで職員に仕事をしてもらいたいと思っておりますし、訪れる町民に安全な役場に訪れてほしい、そう欲も得もなく思っているだけであります。

夢ではありませんけれど、これが私の願いです。1年遅れたからといって問題がないと誰が言えるか。大震災がいつ発生してもおかしくないという状況の中で、全国の公共施設は洗い直しして耐震化をしてきている。御嵩町の耐震化の最後の残っている3つの施設、これが遅れるというのは、私は幾ら何でも思っています。相当怒っています。

夢でといえば、庁舎関連でいえば、例えば学生や子供を連れてお母さんや時間のある高齢者、現役引退後の私も含めて、そこで穏やかな時間を過ごし、公園のような形で訪れていただいて、勉強したり遊んだりということをしてもらえるような穏やかな時間が送れる場所を提供したい。それが集約の最たる目的でもあるというふうに考えております。

次に、情報発信についてであります。大抵職員たちが思いつくツールというのは、若い人用のツールであります。文字でとか何かを考えたとしても、全てメール、SNS、ユーチューブ、そういうものになってきます。高齢者が見るとはとても思えない。君の父親や母親はこれを見るのかとよく聞くんですけど、見ません、多分。見る方も若干お見えになるとは思いますけれど、そう考えるとやはり以前のような形のデジタル化ではない方法での伝え方を工夫していかなければいけないという考え方はしております。

ちなみに、本年も行政報告会を企画はしております。5月連休明けに4地区でやるという予定

になっておりますが、少なくともこれもコロナによって予定がどう変わるか分かりません。その際にもしっかり考えなければというふうに思っています。

なかなかこういう行政報告会をやりましても、人が集まってもらえないというのが残念だなと思います。ただ、行財政などの説明もしますので、職員たちにも一回来てくれと、その実態をちゃんと知っておいてくれということは言っておりますので、職員たちがにぎわしているという面もあるかと思えますけれど、町民の方々には情報の提供は、私は何でもしますので、プライバシーに関わる問題、入札に関わるような問題は駄目ですけど、行政の持っている文書にしても何にしても、公文書というのは公の文書です。隠し事はしたら物すごく面倒くさいことになりますので、アンダーザテーブルもしない、隠し事もしない、これが私の町政かじ取りの基本姿勢ですので、何でも聞いていただければ言いますし、何でも知っていただきたいと思っております。

今後、コロナ次第ということもありますけれど、本当に5月にできなかつたら、また改めてアナログ的な伝え方になるかもしれません。それも含めてデジタル的な伝え方も考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

今日出していたいただいたスケジュール、工程表のほうですが、これ農地転用のほうというか、法令許可のほうは4月に下りて、ずうっと令和8年度内、5、6月頃に完成というようなスケジュールになっているわけですが、ここに2つのコントロールポイントというのがあって、4月と5番目のところですか、いずれにしてもまだ法令手続が下りていないので、これがまたずれ込むということで、けつへ引きずるとのことなんですけれども、1番は分かるんですけれども、5番目のコントロールポイントというのは、今の基盤造成が若干遅れたりすることですかね。2番、3番、4番、ここら辺が大分変動することなんですけれども、例えば亜炭鉱にしてもボーリングが10か月、充填が15か月なんですけれども、ここら辺は短縮とかそういうことは無理なんじゃないかな。やっぱりこれだけの工期が必要だということでしょうか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

お答えさせていただきます。

今議員が御指摘の5番目のコントロールポイントのここですが、これにつきましては、亜炭
鉦対策の充填工事が終わってからでないで建築物、いわゆるL型擁壁とか、そういったものを
実施した上での建物の工事に着手できないということになります。あくまでも、この予定表に
つきましては、全てが順調にいった場合の想定でやっておりますので、よろしく願いいたし
ます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

これを見ますと、やっぱりこの一番上の法令手続、ここがいつになるかにかかっておるか
と思うんですけども、やっぱり先ほども町長も言われたように地震等が南海沖地震、そうい
ったものがやっぱり懸念されますので、早いことやるというのが大切なものですから、やっぱ
りそこら辺は住民にはそういったことも説明しながらしていただきたいなというふうに思いま
すが、2つ目にちょっと質問させていただいた町民に対しての説明ですね。今回3月に自治会
長会があるかなと。私、山田の自治会長なんですけれども、自治会長会があるかなという話を
思っておったんですが、コロナで中止ということで、そういったところでも説明をしていただ
けるかなというふうに思っておったんですけども、それもできないということなんですけれ
ども、要は建物工事はやっぱり令和6年ぐらいかなということなんですけれども、例えば町長、
この令和4年度、1年ぐらいかかって行政懇談会もやるということなんですけれども、町長自
ら出向いて行脚すると、3名、4名の住民の方もいいんですけども、いろんな場面へ出向い
て、そういったことはやれるような状況ですか。コロナ、コロナと町長言ってみえますが、例
えば出向いてこいよということになれば。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

そうした行脚をするような会が実際にコロナ禍で開かれていないというのが現実だと思いま
す。私は広報紙の中にも、例えば地域の懇談会のようなものであっても呼んでいただければ行
きますよということは常に書いていますので、人気がないものだからお声がかからないのかど
うか分かりませんが、山田地区には1年に1回顔を出していると、これは山田地区から来
てくれと要望があったので行っているということですので、私は注文が来りゃ応えるというこ
とは必ずしたいと思っていますので、お声かけをいただければと思っています。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

実は今月の3月20日に山田地区の外の清掃活動をやるんです。その後に総会をやります。建物の中じゃないですので、外でやりますから、2メートル、3メートルぐらい離れて、30人ぐらいですから、それをやろうと思ったんですけども、まん防が出ていますね、3月21日まで。まん防が出ているのでどうかなというふうに思っておったんですけども、そこに町長が来ていただいて説明を思ったんですけども、まん防がありますので、また時期を見据えて、もし町長にお願いするということになるかも分かりませんので、ぜひとも説明をしていただきたいと思います。

やっぱり私も何人かの町民にお聞きすると、詳しく知らないんですね。庁舎の場所はあそこから辺だということなんですけれども、どんなふうに建物が建って、どんなふうにホールができたり、庁舎ができるということがやっぱり詳しく知らない。私らもちょっと説明はするんですけども、やっぱり町長の口から語ってほしいという住民の方も見えますので、やっぱり行脚して説明をしていただきたい。令和4年度、1年かかってもいいですけども、やっぱり町長自らが出向いて説明をしていただきたいというふうに思いますので、それを町長のほうに期待をしておりますのでよろしくお願いたします。

これで質問を終わります。よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時35分とします。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

消防団は次世代に継承されていくのか、消防団員の中でも問題意識を持っている方は多いように思います。今日は消防団の現状に対するお考えを確認したいと思います。

全国的に消防団の高年齢化が起っています。昭和50年の全国の消防団員の平均年齢は33.3歳でしたが、平成31年4月1日の平均年齢は40.6歳となっており、年々平均年齢が上がっている状況です。一方で御嵩町の女性消防団員や支援団員を除いた平均年齢は、令和3年4月の時点では31歳ほどのようです。全国の平均年齢とは10歳ほど若いようですが、2月中頃まで御嵩町のホームページで公開されていたデータを見ますと、違う現状が見えてきます。

公開されていたデータは恐らくは平成27年頃のデータだと思われませんが、20代の団員数102人、30代の団員数49人、これは女性団員を除く数字となっております。一方、令和3年4月の年齢構成を見ますと、20代51人、30代67人、これは女性団員と支援団員を除いた数字となっております。10年もたたないうちに20代の団員が半減、30代の団員が増加したことになり、年齢構成が随分さま変わりしたことが分かります。このデータからは、新しく若い団員があまり多く入ってきていないことが想像されます。

第1分団の現状を話したいと思います。

令和3年度の新入団員は、年齢が35歳の私と2学年上の方の2名でした。以前までは、35歳以上は勧誘対象ではなかったそうですが、新入団員がなかなか集まらず、年齢層を上げて勧誘したそうです。また、来年度入団予定者は1名で、20代半ばの方です。ただでさえ難しい新入団員の勧誘が少子化が進み、さらに難しくなったということをお聞きしました。

こういったことは、ふだんの会議ではもちろんですが、昨年に消防団員の声をアンケートという形で聞いておられるため、十分承知されているかと思えます。アンケートでは、報酬面のことから操法大会やその訓練、式典や夜警のことまで現役消防団員の生々しい声が聞こえたことと思えます。来年度の予算では、消防団員の報酬を増額する案が示されていることは承知しておりますが、そのほか出された意見に答えられること、答えられないことがあることは当然ですが、どのように受け止められているのでしょうか。また、高年齢化が進んでいる消防団の現状をどのように考えておられるのでしょうか。議員としての一般質問ではありますが、同時に新米消防団員でもあるため、大変失礼な問いかけではありますが、お答えいただきたいと思えます。

消防団の担い手の確保には、消防団に対する積極的かつポジティブな広報活動が必要ではないでしょうか。消防団というと非常に大変で訓練などが面倒であるとの印象が先行されていないでしょうか。あくまで第1分団のことであり、またコロナ禍ということで操法などがなかった状況のことではありますが、私は各自仕事や家族、プライベートにも配慮しつつ、できる範囲での活動がされていると感じています。

まずは、ネガティブなことばかりではないというイメージの改善をしていくことが必要だと

感じています。広報紙など消防団の活動の紹介やインタビュー記事などの特集を組んでいただくと消防団の周知、イメージアップなど地道にしていくことが大切ではないでしょうか。

また、将来消防団員になっていただくために子供たちへのアプローチも大切です。子供たちから見れば、ポンプ車に乗り込み活動する消防団は、憧れの存在ではないでしょうか。夜警の際には、消防団員のお子さんが家の窓から顔を出し、お父さん消防団員に向かって手を振る光景も見ております。子供たちが消防団やポンプ車に触れる機会をつくり、将来の消防団員になってもらえたらと以前から町長も言われておりました。

昨年、防災コミュニティセンターで行われた上之郷小学校の防災教室は、まさに子供たちが消防団に触れる機会がつくられていました。防災教室では、ポンプ車の見学だけにとどまらず、消火栓からではありますが、役場職員、第1分団OBの方の立会いの下、児童たちに筒先を持たせた放水体験まで行われました。児童たちにとって大変貴重な体験であったと思います。消防活動に触れたことがきっかけで、将来消防団員になっていただければ大変ありがたいと思います。

ほかにも、町のイベントでも子供たちや地域の方が消防団と触れ合う機会があったと聞いております。消防団員としても、お子さんやお子さんを連れてこられるお父様と接する機会をつくっていただければ、新入団員の確保につながる可能性があり、大変ありがたいことだと思います。今までも消防団員の担い手の確保のために様々なことをされてきたと思いますが、一方で消防団の担い手不足も懸念されております。今後どのようなことを方策されていくのでしょうか。

消防団員はそれぞれ仕事があり、仕事に火災などで出動する際は、仕事を抜け出せる状況であることに加え、会社、職場の協力も必要となります。また、町外に仕事へ行っている団員も少なくありません。私もその一人ですが、仕事に火災などが起こっても現場まで距離があり、出動が難しいと思います。火災などが起こったときのことを考えると、町内で仕事をされている方に消防団員になっていただくことが重要であると思います。また、仕事でも出動するためには、仕事の都合を以前に、勤め先や職場の協力なくしては難しいことです。

こういったことから、地域の事業者による協力体制が不可欠です。御嵩町では、事業所と消防団の連携、協力体制を一層強化し、地域の消防・防災能力をより充実させていくため、御嵩町消防団の活動に積極的に協力する事業者などを消防団協力事業所として認定する御嵩町消防団協力事業所表示制度が平成27年12月より施行されております。こちらは「ほっとみたけ」平成28年2月号まで広報がされておりました。

また、県では、消防団活動に積極的に取り組む事業所に対して事業税の優遇措置を行う消防団協力事業所の支援のための減税制度があります。対象が資本金1億円以下の事業所というこ

とですが、基本100万円を上限に事業税額の2分の1に相当する額を控除するという優遇措置のようです。こちらは期限が令和4年度となっておりますので、再度延長されるように期待するところでもあります。

御嵩町消防団協力事業所表示制度では、現在7事業所が協力事業所として認定がされております。うち6事業所は平成の時代での認定で、最新の認定は令和3年7月27日です。より周知を行い、協力事業所を増やしていくことが望まれます。また、こちらの事業所は、工業団地にあるような大きな企業は名を連ねておりません。先ほど述べました岐阜県の施策と密接な関係にあるため、こういったことになることは分かりますが、まだまだ対象になる事業所は存在しておりますし、地域貢献を望む企業もあるかと思えます。いま一度の働きかけが望まれます。消防団協力事業所表示制度の現状に対する評価と今後の方針についてお聞きいたします。

3点質問いたします。

1点目、消防団員の高年齢化している現状や昨年行ったアンケートの結果を踏まえ、消防団の現状をどのようにお考えですか。

2点目、消防団の担い手不足が懸念されておりますが、今後どのような方策をお考えですか。

3点目、消防団協力事業所表示制度の現状に対する評価と今後の方針についてどのようにお考えですか。

以上3点、御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

3点について執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、清水議員の質問に町長が御答弁を申し上げる前に、消防団の今後について少しお時間をいただきますのでよろしくお願いたします。

人口減少や少子高齢化の進展、自営業者の減少等により全国的にも消防団員の確保は年々難しくなるとともに団員の高齢化も問題となっております。

御嵩町においても、就職して間もない、あるいはプライベート重視などにより若い新入団員の確保が難しく、少し落ち着いた年代層の方に入団をお願いし、全体的に年齢層が上がってまいりました。また、団員の勤務形態の多様化に伴い、昼間の火災等に出動できる団員に限られるなど、有事に備えた組織体制の確立が急務として平成22年度から災害支援団員制度を創設し、分団定数の見直しを行ってきた経緯がございます。

それでは質問の1つ目のうち、アンケート結果について説明いたします。

岐阜県では、地域の防災力の向上を目指し、消防団の活動をよりよいものとするため、令和

3年5月に県内の消防団員を対象にアンケート調査を実施いたしました。御嵩町消防団では167名中48名の方がアンケートに御協力いただきました。県のホームページに県全体のアンケート結果は公表されておりますが、市町村単位での結果は分かりませんので、御嵩町消防団の集計状況を簡単に御紹介いたします。

消防団に入ったきっかけは、「団員に勧められて」が過半数を占め、次に「自治会の決まり」、その次に「地域の人つながり」や「地域貢献の場を求める」となっています。また、62.5%の方が「消防団は必要」としてはいますが、県全体では76%と高く、平均より必要性の意識が低いと言えます。満足度は、「満足」「やや満足」とした方が18.8%にとどまり、「どちらでもない」が33.3%、「不満」「やや不満」とした方が47.9%と地域防災の担い手である消防団の本音としては大変厳しい結果となりました。

さらに、改善点や不満な点として、複数回答の結果ではありますが、31名が出初めなど式典行事を上げ、次いで30名が操法大会を、22名が報酬や手当を上げています。また、気になることとして12名が家族や地域の理解を上げ、10名が勤め先の理解としております。

以上のアンケート結果から、団員の本業やプライベートに過度な影響が出ないように団員の負担を減らし、消防団活動を継続しやすい環境を整える必要があることが見えてまいりました。

2つ目の消防団の担い手確保についてであります。

清水議員が消防団員として活動される中で、ネガティブなことばかりではないと感じていただけて少し安心いたしました。御提案いただいたように、今までも保育園や乳幼児学級などの防火教室において、防火服とヘルメットを着用して消防車の乗車体験や放水体験を実施しており、子供たちに憧れの意識の醸成を図ってまいりました。また、広報紙の活用についても一工夫していく必要があると思います。今回のアンケートの自由意見を読んでみますと、消防団員の確保のためには、幅広い対象者への声かけ、自治会の理解と団員勧誘の協力、入団しやすいイメージなどの工夫、事業所の応援と理解、家族の消防団活動の理解を求めることなどが不足していることが見えてまいりました。

こうした課題一つ一つに対応していくことが対策となっていくことから、引き続き町広報紙の活用をはじめ、自治会に対する働きかけや防災無線での案内などを実施し、消防団員の入団促進の理解につながるよう努めてまいります。

最後に、消防団協力事業所表示制度の現状の評価と今後の方針はであります。

現時点で、この制度の対象となる認定可能な事業所のうち、町として7事業所を認定しておりますが、基本団員が在籍している事業所で認定を受ける資格を有する事業所は13事業所あります。この結果を受けますと、事業者に対し周知を含めた働きかけが足りなかったことは否めませんが、制度の最大の目的である消防団活動の協力事業所として社会貢献に対するメリット

が見いだせなかったという点もあったかもしれません。しかし、この制度のメリットは、町による認定だけではなく、県の消防団協力事業所支援減税制度を利用することで、事業税の2分の1が100万円を限度額として控除を受けることができることです。時限立法であるこの制度も令和7年度まで継続される見込みであることから、消防団の確保の一助となるよう県の制度と一体となったPRを協力してまいりたいと考えています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

引き続き答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

清水亮太議員の今後の消防団についての非常に心配な状態の御質問をしていただきました。ありがとうございます。

まず、事前に申し上げておきますと、私は消防団の経験はありません。私の同級生はいっぱい消防団員でしたので、もう飽和状態になっていた。御嵩へ帰ってきた頃にはそういう状態でありましたので、翌年にはもう年齢が1歳下の団員のところへ行かれましたので、消防団活動というものはしておりません。ただ、近所の子でしたので、会うたびに僕は公夫君に感謝しておると。消防団、あんな楽しいことを経験できたということを書いてくれて、よかったのかどうかは分かりませんが、そういう人たちがいっぱいいたという時代に私は生きていた。だから、私自身も商工会の青年部のほうに入っているいろいろな勉強をさせていただいたというふうに思っております。

まず、非常に心配されておりますが、私自身も非常に単刀直入な言い方をしますと、憂うべき状況にあると認識をしております。これは町長になった時点から同じようにずっと心配してきたということでもあります。

災害支援団員制度を取り入れたのは、私の発想から、多分御嵩町が一番早かったんじゃないのかなと思いますけれど、非常に危機感が大きかったものですから、災害支援団員という名称になりましたけれど、OBの再任用の形でやれないのかということ、ある意味数合わせでもありましたけれど、そういう形を取らせていただいた。

イベント等でポンプ車などをそのイベント会場に出動させて、子供たちとかに乗ってみるという体験をさせるというのも、私がそうしなさいよと。子供たちですから、そこに憧れて将来御嵩に住んだら消防団に入ろうという思いが持てる子が何人か出てきてくれたらありがたいなということで、団員の負担にはなりますけれど、そういう形を取らせていただいたところであります。

清水議員も、質問の中におっしゃっていたとおりで、これはイメージの問題ですから、子供たちが消防車に乗った経験というのは本当にうれしかったというふうに言ってくれるような、そんな経験をしてもらいたいと心から願っております。そういう意味では、勧誘に行った際のハードルも、そういう子は若干低くなるのかなと。ただ、最近の傾向として、親の段階でシャットアウトしてしまうということもあるかと思いますので、そういう点も今後は考えていかなければいけないというふうに思っております。

今の定数等々は、各務部長が説明したとおりでありますけれど、それでも切れているという状態であります。消防団のOBというのは一つの鉄則があるのかもしれませんが、消火の活動に対しては現在の現役世代に全権委任をするということで、それがかたくなに守られているという状況が非常に残念だなと思う現場が何回かありました。火災現場ではOBの皆さんが固まっている目につくことを口々におっしゃっていると。おやりになるというか、やっていただけるのは水利への案内ぐらいで、手出しをされない。

私は、その話の内容とか行動を見ていまして、もったいない戦力だなということをそのときに痛感しましたので、こういう場面が本当に多くありましたから、何とか活躍していただけるようにするべきだなということを思い、災害支援団員という形を取ったということでもあります。これは合理的な考え方で、もう既に機器の扱い等々も知ってみえる方々ですから、手出しができるようなそんな何か資格を持っていたということが一つのきっかけになるんであろうという考えの下、災害支援団員という制度を用いたということでもあります。

広義の解釈では、先ほどの子供ではありませんけれど、防災アカデミー、勉強会もある意味子供たちに防災意識を持っていただく、そこに消防車があるということで、御嵩町の基本的な防災を担っている人たちだということを認識してもらうことは、とても今後の御嵩町の消防団にとってはプラスになるというふうに思っておりますので、わざわざあの位置に第1分団の団の部屋を造ったということでもあります。ただ、子供たちにそのいい影響というのが出てくるのは、評価はもう少し先しか分からないというのが現状であります。

私自身、本当に消防は大切だと思っておりますので、これまで消防の要望については、ほとんど聞いてきたという自負をしております。予算についても必ず予算をつけております。私の代になってからポンプ車は全て替わりまし、コンバットシューズなども新たに導入したということでもあります。

そして、消防グラウンド、これは県下の施設になったんじゃないのかなと思っておりますけれども、先ほど財政のほうの話がありましたけれど、当時、元気交付金なるものがありまして、非常に有利な財源がありました。柔軟な発想で、これ消防団で消防グラウンドで舗装するという予算で計上すれば認められるんじゃないかということで、そこにきちんと手を入れて研究し

た結果、あれだけの舗装工事、また整備ができたということになります。

現在、庁舎等整備に取り組んでいる中にホールがありますが、現在、岐阜県は42市町村あるわけですが、出初め式を屋外でやるというのは、42のうち2つの自治体だけだそうです。そのうちの一つが御嵩町、あとは全て冷暖房の効いたホールでやってみえるということでもあります。それは国会議員に聞いた話ですので、私、物すごく恥ずかしかった。1年に1回、消防団が使うためだけに造るわけではありませんけれど、子供の合唱の発表にしても、いろんな分野でも利用度があるわけですので、防災という観点からいけば、1つの大きな施設で避難所になる。また今回のようなコロナの予防接種、ワクチン接種をするということに関しても、御嵩町に意外と学校施設以外、平場の広い屋根のあるところがないんですよね。ちょっと利便性の悪いB&Gはありますけれど、あそこに通っていただくというのもかなり無理だなということも改めて思っておりますので、そういう意味では、42の中でないところが2つというのは、御嵩町はそんな貧乏な町じゃなかったはずなのということをつくづく思っており、ホール建設も改めて理由づけがまた増えたというふうには思っております。

精神論みたいな話になりますけれど、地域社会の成立というのは、やはり縦横の人間関係だと思います。企業、地域、家族でも人の生きる場所には、必ずその縦横の関係がある。必然でありますし、織りなされるものだと思っております。そういう意味では、地域全体で消防団員も含めて人脈をつくっていくことが、人材の情報というのは入りやすくなっていくというふうに思っておりますので、ぜひそういう心がけをしながら、行政と共に消防団を務めていただきたい、頑張ってくださいというふうに思っております。

清水議員が走るのが得意かどうか分かりませんが、多分新人は走らされますので、ぜひ体をいといながら操法等々の準備もしていただきたいと。操法について私は必要だと思っております。あれを真剣にやることで、本当に操法が分かるわけですから、とても重要なことだと思っております。ただ、生活リズムが狂う、それに勝るものを得ていただけたら、苦しいほどやる必要はないですけど、ぜひ御嵩町の防災の担い手、大きな存在、消防団はいつも私言うんですけど、皆さんが自分で思っているより御嵩町民は大切だと思っておりますよということを消防団員に伝えておりますので、今後も防災活動がしっかりと下支えできるように頑張ってもらいたいというふうに思います。以上であります。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。

消防団のほうでも下のほうという言い方はあれなんですけど、年数が入って少ない方こそ思っているのかなと思うんですけど、やっぱり操法についてアンケートでもかなり厳しいことが書かれていました。

今、操法は必要だということを言われたので、これはもう組織の上の方がそう言うんだったらそれはもう決定事項なので、ただ精神的なところでいうと、なぜ操法な必要なのかと、そういったことをしっかり下のほうの団員まで浸透させることができるか否か、これかなり重要であるかなと思います。

また、アンケートでも様々いろいろあって、ここは当然改善されるべきところもあろうかと思えます。ただ、私、消防のことで関していえば、新入団員なのであまりここで大きく言うことはできません。なので、1点だけ、こういったことをしっかり消防の会議で話し合っていたくことはするのでしょうか。その1点だけお聞きします。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

町長に答えていただきます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

多分思いは同じやと思います。

それが部長が出て行って説明するのがいいのか、町長、副町長が出ていくのがいいのかということについては、先ほどの自治会関連でもそうですけれど、お声をかけていただければスケジュール次第ということになるでしょうけれど、私が出張ってもいいとは思っていますので、考えていただければありがたいというふうには思っております。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

ありがとうございました。消防の上の方に考えていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで清水亮太君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それではお許しをいただきましたので、今日は大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目です。

上之郷自治会からのリニア残土に関する要望書を受けて撤回の意思は。

上之郷地区次月自治会と美佐野自治会から要望書が提出されています。次月地区は、リニア中央新幹線トンネル工事掘削残土置場候補地A、Bに反対の要望書であり、美佐野地区は、要対策土の受入れについて、受け入れないという選択肢も含めた協議を要望しています。

地域住民は、残土受入れにより環境破壊のみならず土砂災害や水の汚染などの危険と隣り合わせの生活になるのではと不安を抱いています。要望書には、安全なものしか受け入れない、遮水シートは御嵩町では二十数年前に否定しているという、これまでの町長の言葉に御嵩町としても住民の安全・安心な生活を最優先に考えてくれているのだろうとありがたく、また誇らしく感じていたと述べられています。

ちょっと通告書には書いていないですけれども、この通告書を出した後、3月3日に平自治会から要望書が提出されています。要望内容としては、JR東海リニア中央新幹線トンネル工事に対する町の姿勢と経緯の説明を要望するものであります。

これらの要望書を町長はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。また、リニア要対策土受入れを撤回のお気持ちはありますでしょうか。まずは、この点について御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

町長の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本隆子議員の質問にお答えをいたします。

リニア残土に関する質問であります。

今回JR東海が示した使用される予定のシートであります。私はそれを手にしたときにこう思いました。科学は進歩している、そういう事実であります。シート自体二十数年前のものと全く別物です。科学技術の世界は二十数年間、時は止まっていなかったと、そうも思いました。

岡本議員、二十数年前のゴムシートを覚えていらっしゃいますか。覚えていますか。その違いというのは分かりますか。

11番（岡本隆子君）

分かりません。

町長（渡邊公夫君）

覚えていないということですね。

二十数年前のシートでありますけれど、中学校の体育館、向陽中学校の体育館で後に中津川市長をお務めになった中川教授が赤青の2色の色鉛筆でシートに簡単に穴は開くんだと力説された、パフォーマンスをされました。大変話題になりました。先生は、そのシートのメーカーまでおっしゃったがために有名メーカーでしたので、当社ではそんなものは作っていないという抗議を受けられた。それから、反論を受けてからは、中川先生は何もおっしゃらなくなってしまったということを私は記憶しております。

私はそれを手にしたときに普通に考えて、このシートは1枚の平面の中の真ん中で破れることは絶対にないだろうなということを思いました。絶対はないとは思いますが、破れるとは考えられないなと思っていました。それと同時に問題は継ぎ足す部分、広い面積、大量の土を包み込む、封じ込めるわけですので、かなりの面積を敷き詰められ、あとは上も包み込んでいくという工法になってくるとしたら、接続の部分が一番問題になるだろう。これは普通に常識的に考えて、そう考えるのが当たり前のことだと思います。

私が専門家の意見を聞いて、この方の話は信じられると、先ほどの中川先生ではないですけど、多分このことは撤回はされないだろうと確信したのは、私が心配していることを全とおっしゃった。ポジティブにいけば、先ほど言った1枚の途中で破れることはない、考えられないという。また、ネガティブな意味では、漏れるとしたら接着の部分だと。まず、丁寧な仕事をする事だと明言されました。

劣化についてでもあります。このシートは紫外線によって劣化する。最終的に5メートルの盛土をするわけですので、日にさらされることはなくなります。ただ、工事の期間中、六、七年ということだろうけれど、その間に劣化することはありませんと明確におっしゃいました。これは私が懸念していたこと、排水、暗渠、その他心配していたことは非常に多くありましたけれど、これは信頼できる話だなということを思った、その根拠になっております。

町民の皆さんが、私の態度にありがたく、誇らしく感じていただけたと初めて知りました。2年間ですが、私にそういうことを言ってくれた人は一人もいません。心配してくれた方はあります。こんなことをしていていいのかと、大丈夫、町長と言ってくれた方はあります。頑張ってくれてありがとうと言ってもらえたことはありません。そうだったのというのが今の感想です。

岡本議員は常に私に疑いを持たれますけれど、この2年間、あの発言をするまで常に疑われていた。こういうのがむしろ逆ばねになるんだと。私、反発したわけでもありませんけど、科

学技術の世界というものに対して敬意を表するという意味では、今、科学技術の世界というのは完璧ではないのは分かっています。しかし、それを信じていくより仕方がないというのが私の立場ということでもあります。

今後の私のすべき協議は、最終的には万が一のときのJR東海の対応であります。万が一とは、水質調査の頻度も含めて、その公表、対策、補償の在り方であるかと思えます。多岐にわたってくるだろうと考えております。私は地域の方々の要望書については、大変重く受け止めております。心して協議に臨みたいと思えます。引き下がれないところは引き下がらないということでもありますので、ぜひその点は御理解の上、今後は岡本議員も自分の言葉で語っていただけるとありがたいと思えます。以上です。

議長（高山由行君）

今の答弁の中で町長に一言申し上げますが、前にも申し上げましたが、反問権という権利がありますので、しっかりと私にその権利の行使をして、それから質問者とやり取りしていただきたいと思えます。

〔11番議員挙手〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

まず町長は遮水シートの件を述べられましたけれども、この件は町長がこれまで安全なものしか受け入れないと言っておられたのが、昨年の9月定例会の前に要対策土を受け入れるということになった科学的根拠ですね、そのことの一つだと思えますけれども、この件について私は昨年12月の一般質問で、なぜ受入れに転じたのかと、その科学的根拠の説明を求めました。そうしたら町長は、答弁で、科学的根拠を町民に説明していくと答えられました。そして、これはこの間配られたこの議会だよりも、そのように町長の答弁が書かれています。

今のところ、町長、この間12月定例会でも非常に御丁寧に説明くださったんですけども、そういったことがいまだに町民に説明されていないんですけども、これについて、いつ町長は説明されるというおつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今、まん延防止等重点措置が出ているわけでありましてけれど、行政として、とにかく人に集まってもらうことはしない、できないという状況だと考えています。この2年、本当に変わっていないと。岡本議員、よくそう言って説明会もやらないじゃないかっておっしゃるんですけど

れど、岡本議員の責任で集めていただければ、私は行きますよ。担当者も一緒に連れていきます。コロナ感染というものは行政の立場としていえば、むやみに人を集めて感染が拡大したとなったら、それはできません。無理だと思いませんか、自分が責任を負う立場だったとしたら。岡本さん、集めていただければ、私は行きますよ。

そりゃあ、そういう意味では時がたって、5月の連休あたりで鎮静化してくれれば、とにかくやりますよ。もうそういう波がありますので、いいタイミングを見計らってやらないと、私、JR東海が説明会をやるといったときに、そんなものやめろと言ったこともあります。やばいぞということも言いました。ただ、企業がおやりになることですので、私には止められない。ただ、行政の関係でやるとしたら、それはできない。現状はそういうことです。やるつもりがあってもできないというじくじたる思いでいることぐらいは理解していただきたいと思います。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

まず、人に集まってもらおうというふうにおっしゃいましたけれども、これやり方はいろいろあると思うんです。町長が前のときにも、紙でいいのかというふうにおっしゃったんじゃないんですか。それで、もちろん人を集めるというやり方もあるし、それから紙ベースでいいですか、「ほっとみたけ」で、こういう経過でこういうふうに安全的根拠はここにあると考えて要対策士を受け入れることにしたとか、まずそういったことだっただけでできるんじゃないんですか。

ですから、町長はいつもコロナ、コロナというふうにおっしゃいます。確かに大切なことかもしれないんですが、やり方はいろいろあると思います。ですので、とにかく町民にまず受け入れる前のことです。受け入れる前の段階の話です。説明をしっかりといただいてからフォーラムに入っていたいただきたいと思います。

それで、これは質問ではありませんけれども、地元でも3自治会、それぞれ内容は異なっています。町長はこの要望書をととても重く受け止めているとおっしゃいましたけれども、もう要望書からは、受入れそのものに対する不安だけでなく、受入れへの説明がされていないそのことに疑問を抱いておられるということがとてもよく分かります。そのことをしっかり理解していただいて、町民への説明、いろんなやり方での説明をぜひお願いしたいと思います。

以上お願いして1点目の質問は終わります。

それでは、2点目の質問に入ります。

書籍「テロと産廃」が町の図書館には入れられていない、検閲行為ではないのか。

「テロと産廃」杉本裕明著は、花伝社より2021年2月20日に初版が出版された書籍です。

「御嵩町騒動の顛末とその波紋」というサブタイトルがつけられたある意味、御嵩町のことが書かれた郷土本であると言えます。この書籍は、今日現在の段階では御嵩町の図書館には入れられていません。今日はその理由をお伺いしたいと思います。

戦前に思想善導の機関として機能した図書館の歴史を反省し、1954年に図書館の自由に関する宣言が出されています。この宣言では、図書館は基本的人権の一つとして知る権利を持つ国民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務とする。この任務を果たすために図書館は次のことを確認し、実践する。第1．図書館は資料収集の自由を有する。第2．図書館は資料提供の自由を有する。第3．図書館は利用者の秘密を守る。第4．図書館は全ての検閲に反対する。図書館の自由が侵されるとき、我々は団結して、あくまで自由を守るという内容の宣言です。これはどこの公立図書館でも必ず提示されているものであり、もちろん中山道みたけ館にも提示されています。

さて、岐阜県図書館をはじめ、県内では26の公立図書館に「テロと産廃」は蔵書として入れられています。この近辺では、土岐市、瑞浪市、美濃加茂市、可児市、恵那市、中津川市、関市、各務原市、そういったところは全て入っております。通常、御嵩町の図書館にない本は、リクエストすれば、購入または近隣の図書館から取り寄せて借りることができますが、御嵩町ではこの書籍は扱わないということなので、御嵩町の図書館を通してはこの書籍は借りることができません。ですから、町民は全く目にすることも、手に取る機会もないわけです。自分で購入する、あるいは可児市や近隣の図書館へ行って自分で借りることもできるかとは思いますが、こういうこと以外、この書籍へのアプローチは一切遮断されたわけです。

私は昨年3月頃だったと記憶していますが、この書籍をリクエストしました。しかし、少し後に担当者から、町の方針で入れないことになったと電話で連絡を受けました。図書館愛好者からは、この取扱いに驚きの声が上がっています。町長は、どのような理由で図書館に入れないとされたのでしょうか。公立の図書館に町長の判断で書籍を入れないということは検閲行為に相当すると考えます。町長の見解を伺います。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本隆子議員の質問にお答えいたします。

その前に議長、申し訳ありませんが、反問権ではありませんけれど、確認をさせていただきたいと思います。

議長（高山由行君）

今の質問ですか。

町長（渡邊公夫君）

はい。

議長（高山由行君）

はい。

町長（渡邊公夫君）

岡本隆子議員にお伺いします。

私と岡本議員は8年間、同僚議員として議席を共にいたしました。その8年間、いや、前からでもいいですが、私は町長を目指す言動をしたことはありますか。どうでしょう。

議長（高山由行君）

岡本議員。

11番（岡本隆子君）

今の反問ですが、これはこの質問に直接関係するとは思えないので、お答えできません。

町長（渡邊公夫君）

直接関係します。

11番（岡本隆子君）

考えたことはありません。

町長（渡邊公夫君）

はい、ありがとうございます。

考えたことがない。まあよろしいです。

私は、議員時代、町長なんかは目指していません。柳川町長の火の粉が少しでも私のほうに向かえばいいと露払いで議員に出ただけですから、彼が町長を辞めるときには一緒に議員を辞めると、町政には関わらないということで議員を務めてきました。一切町長の椅子を狙ったようなことは一つもしていません。一回もしていません。ある意味、本人がここにいるのに、あの本ではノンフィクションと称して、町長を狙っていた渡邊はという表現を使っている、何で私に直接聞かないのか、とても不愉快です、この本は。

私自身、言動については目立つことをしていたかもしれない。しかし、町長になるために議員になったわけじゃない。御嵩町をどう変えていくか。多分、岡本隆子議員でも、私からそんな行動や言葉は聞いていないと思います。ノンフィクションとしてうたうなら、取材にせっかく来たんだから、なぜ私に直接聞かない、この著者は。不思議でなりません。作り話やうそが多過ぎます。人の命を軽く扱い過ぎています。

私は、議員になるときにもかなり抵抗しました。2世議員であります。当時の名誉職の議員

を父がやっていた頃は、家族としては何にもいいことはない。プレッシャーを感じたり、いろいろ批判されるようなことは、議員の息子、議員の家族、家族は幸せにはなれません。したがって、議員にすらなる気はなかった。よく知っているからです。ただ、ぎりぎりになって柳川さんから電話がありました。おまえ、俺に町長になれと言って、おまえ議員を断っているそうだけどおかしいじゃないかと。それで万事休したなという、そんな立場で議員になったと。

町長選については、平成19年1月中旬頃から、桃井病院院長室で、柳川町長を最初から立候補をお願いした8人の仲間がいます。岡本議員が御存じの方もありますし、その8人の中には岡本議員は入っていないし、知らないですね。その仕掛け人たちが集まって、どうしようという話になりました。私が一番若造です。私自身、どうするんだ、おまえという話で、私は全然考えていないですから、どうしよう、どこから連れてくるわけにはいかんやろうかというような話をしていました。その中で2回、おまえが考えなきゃあかんだろうということで、それでもお断りした。

ただ、ある日、桃井院長から私呼び出されました。1対1の話であります。桃井院長も私もそうですが、柳川さんに対して、畳に両手をつけて頭を下げて御嵩町長に立候補してほしいというお願いをしました。ただ、桃井院長の話、私に対しては1対1で、あれは柳川さんという人だったからみんながしたんだよ。あんたは、自分で決めてみんなにお願いしなきゃ駄目ですよと言われた。それって断れないんですかということから、この辺りで万事休した。その話をして柳川さんに電話したら、ああ桃井が言ったかということ、やっとならったのが2月の中旬以降ですので、それまで町長なんて考えていないですよ。なぜ、ノンフィクションに私が町長を目指していたと書かれなきゃいけないんですか。

職員の、触れたくないですけど、自死についても作り話です。ある職員が私のところに来て、あの本を読んだと、こう言いました。あの本では、彼の名誉が保たれません。町長、闘ってください。涙を流しながら自分が県の調査に出した文書を持ってきて、私に読んでくれと言ってきました。どう思いますか。

明確に言っておきます。あの職員に副町長がどなりつけた事実はありません。問題の説明を聞けば、簡単に分かることです。どなるような報告ではない。介護保険関係で予算の上限を超えてしまった、そういう事実はありました。それは前年度も超えていたと思います。ただ、そのときの報告で財政の係に相談をしたところ、介護保険は介護保険の中でやりなさい、やるべきでしょうと言われたと。副町長のところに行ってその報告をし、1月と聞いていましたが、彼を探している最中に、副町長に何かあったのかと聞きましたら、そういうことがあったけれど、1月に再聴取、事情の説明をすれば認められるということも可能だという報告を受けたんで、じゃあ頑張れよと送り出しましたと。実は、あの職員の件が起きたときに、もう既に1週

間も、10日も前に解決していた。県の担当から、電話とメールで大丈夫ですという返事が来ていたと。どなりつけるような話じゃないでしょう。

また、あの本の中に箝口令が書いてある。誰も職員は答えない。そういうところもあります。簡単に言えば、御嵩町役場の職員は、少なくともこの作者よりも常識人だということです。人の死について軽々しく語らないということです。書かれている職員は、私は仕事のできる職員だと思っていました。非常に高く評価していましたので、将来の部長候補だと頭の中で思っていました。元気もありましたし、仕事を任せても数字にも制度にも強かったということが言えますので、うってつけだなということは常に思っていました。

私は、あまりにも異様だったので職員の聞き取りをしろというふうにすぐ動きました。聞き取りをした結果、人事担当課長が職員たちが心配になって、町長、カウンセラーに話を聞いてもらってもいいですかと、当然予算もかかりますけれど。ああいい、本当に職員が心配だよなと。その時点で私は確信をしていました。行政の問題ではない。彼にプレッシャーがあったとするなら、普通に課長という管理職のプレッシャーぐらいしかなかったんじゃないのかなと思っています。確信をしておりました。公務災害のほうの申請が家族から早々と出てきましたので、県に委ねたということです。15人の職員が知っていることを全て書いたようです。県からの判断は、以前議会で報告したように公務外の災害、御嵩町にはその返事はその1行だけです。

岡本議員、あの本を読んで、本当に人に薦められる本だと思いますか。これだけうそを重ねている本、ノンフィクションじゃないですよ。私は、フィクションとして固有名詞も変えてやるなら少なくとも書籍として認めます。だけれど、今日はメディアの方もお見えになりますが、ノンフィクションという事実を書いて、それに対しての所感を述べるならいいんですけど、事実を捏造してはいけません。

ただ、この件を顧問弁護士にも相談しました。私は、刑事事件でやれるんじゃないかと、そう思っていたんですが、町長が騒ぐとこの本売れちゃいますよと、そうアドバイスをしてくれた。言われるとおりであります。注目を浴びれば、この本、多分お金が欲しくて書いたんでしょから、売れることは私の意思に反している。

なぜなら、もし説明を求められたら、議会でこういうことを言うてはいけないんですけど、軽々に人の死を語らなきゃいけないような、そんな質問は議員の質問とはどうしても思えない。図書館の件、書籍の件ということで質問されましたけれど、これ以上言うと、筆者のプライバシーが明かされなきゃ誰も理解できなくなってくる、そういうことです。

ですから、本当につらい思いを私はしながらも、事を荒立てず消え去る本にしていきたいというふうに願っているところであります。以上であります。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町長は、まず最初に言われたのは、私は町長の椅子を狙っていないと。町長を狙っていた渡邊はという、そういう記述がと表現されていて、間違っているというふうにおっしゃっていますね。不愉快であると。そして、今確かにプライバシーに関わることであったりすることもあるかもしれませんが、町長、それって、じゃあ間違っただけが書いてあるから、その本を図書館に入れてはいけないということにはならないんですよ。間違っただけが書いてある1つのことがあって、こういう見解があるなら、じゃあ違う見解の本も入れるとか、図書館というのはそういうところなんです。

ですから、これは間違っただけが書いてあるから入れないということが検閲なんですよ。ですから、私はこの内容に踏み込もうとは思っていません。そして、町長は本当に人に薦められる本かっておっしゃいました。私もこの本を読んで、幾つか間違っているなあとか思うことが幾つかありますし、全面的にこの本が素晴らしい本だなんて人に薦めることもないですけども、ただ、これを読んでどう判断するかはその人本人じゃないですか。ですから、その自由を奪ってはいけないということを図書館は言っているわけですよ。

首長は、とにかく選定に関与してはいけないということです。ですから、町長は書かれた内容に異論が今いっぱいありますよね。あるなら、もう言論には言論で応えるだけのことじゃないですか。プライバシー上の問題とかあれば、個人の尊厳とプライバシーに十分配慮しながら論を尽くすべきだと思います。

しかし、この件についてはあまり触れたくないということであれば、町長がこの本を入れないということにしたことについては、やっぱり検閲です。私は、もう再質問はしませんけれども、町長の検閲に断固抗議をいたします。そして、直ちに中山道みたけ館に図書を入れ、町民の知る権利を保障していただきたいと思います。

最後にですが、ここに、この御嵩町にも、中山道みたけ館にも掲示してあります図書館の自由に関する宣言というものがあります。ここを少しだけ読み上げます。

全ての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。図書館は権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任に基づき、図書館の相互協力を含む図書館の総力を挙げて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものであるというふうに書いてあります。

町長のなさっていることは、権力の濫用だと思います。以上で私の質問は終わります。あり

ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻を午後1時とします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、今このときもロシアによるウクライナ侵攻が止まらずに、恐怖と不安の生活を強いられている多くの方がおられる状況に腹立たしい思いでいっぱいであります。犠牲になられた方々への哀悼の意を表すとともに、私たちにできるのは何もありませんけれども、終結に向けて一刻も早い終結を祈るのみであります。

また、東日本大震災から11年がたとうとしています。今もなお3万9,000人の方が全国915市町村に避難をされている現状があります。被災地の復興と再生はまだまだ時間を要しますが、私たちも大震災から学んだことを忘れないようにしていかななくてはなりません。

政府は、災害に強い安心・安全の防災大国に向け2021年から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をスタートさせ、風水害や大規模地震への備えを強化するとともに、予防保全型のインフラ老朽化対策などに重点的に取り組んでいます。

そこで、防災・減災対策について、本日は3点お伺いいたします。

1点目に、防災・減災対策の一つとして、気象防災アドバイザーの活用についてお伺いをいたします。

気象庁では、地域防災支援の取組を推進しています。地域交流人材配置による担当チームを气象台にて編成し、担当地域を固定することにより各市町村固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築するとされています。災害時には、早い段階から記者会見などを実施し住民に見通しを伝えるとともに、ホットラインにより首長への助言を行うとされています。

御嵩町においても、岐阜地方气象台と連携を進めていただいているとお聞きしております。

岐阜気象台との連携状況についてお聞かせください。

平成29年度に地方公共団体の防災の現場で即戦力となる気象防災の専門家を育成することを目的とした気象防災アドバイザー育成研修を実施し、昨年10月現在、全国で84名が委嘱をされています。現在、全国11の自治体でこの気象防災アドバイザーを活用しているとのことですが、御嵩町においてもぜひ活用を進めていただきたいと思います。

県の危機管理部長は議会答弁の中で、現在、岐阜県を対象エリアとする気象防災アドバイザーは4名登録されている。災害対応に当たっては、気象情報を的確に捉えた上で災害対策本部の立ち上げ、避難情報の発令など迅速かつ適切に行う必要があり、住民の主体的な避難などの呼びかけにも知識や経験が求められることから、県としても専門人材を積極的に活用していくべきものと考えていますと語って見えます。

また、災害の発生が見込まれる場合に県災害情報集約センター、また市町村災害対策本部において避難情報発令などの対応について専門的見地から助言を行うほか、平時には職員のさらなる能力向上のため、各圏域でワークショップを定期的開催するなどの取組を行うことが考えられる。今後、市町村とも意見交換を行い、気象防災アドバイザーの適切な活用を具体案を検討していくとも答えておられます。

御嵩町の担当部局のお考えをお伺いいたします。

2点目に、災害弱者の避難支援強化のために個別避難計画についてお伺いをいたします。

災害時に人的被害の大きな割合を占めているのが高齢者など、いわゆる災害弱者と言われる方々です。高齢者や障害者を誰がどのように避難させるかは、各自治体の課題でもあります。災害時の迅速な避難支援を強化するため、改正災害対策基本法が今年の5月20日に施行されました。災害時に支援が必要な高齢者や障害者など、災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることなどが柱となっています。

個別計画は、避難先や避難経路などを事前に定めることで早期避難を実現するのが目的、しかし、当時は対象者全員の計画を作成済みの市町村は1割ほどにとどまっていた。そこで、自治体の努力義務化を法律に位置づけ、計画作成を促すのが狙いであったかと思えます。

内閣府では、改正法と並行して作成費用を支援する新たな地方交付税を措置しています。今後、5年程度でハザードマップ上で危険な地域に住んでいる介護が必要な高齢者など、推計260万人の計画作成を優先するという事です。要支援者の状況を把握している福祉担当者などとの連携も強化しなければなりません。

御嵩町において、個別避難計画の作成はどこまで進んでいますでしょうか。現状をお聞かせください。

3点目に、災害時の避難所開設を迅速かつ円滑にするために避難所開設キットを作成するこ

とについてお伺いいたします。

防災訓練に何度か参加させていただいておりますが、避難所を開設する際、一番最初に何をすればいいのかについて、あまり自分としては聞いた記憶がありません。災害発生後の混乱時に、誰が来ても避難所開設がスムーズに行えることは重要なことではないでしょうか。初動活動に必要なものを1つのボックスにまとめておく必要があります。開設の際の手順を分かりやすくカードにすることはどうでしょうか。

避難所運営マニュアルや新型コロナウイルス感染症に配慮したガイドラインを基に、鍵の入手方法に始まり実施方法や判断基準などを写真や図面を活用してアクションカードなどを作成し、カードの順番どおり進めれば避難所開設がスムーズにできるというのが開設キットです。中身についてはしっかり検討していただければいいと思いますが、各避難所に夜間でも分かるように夜光テープを貼って保管するとよいというふうに考えておりますので、担当部局のお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

3点につき、執行部の答弁を求めます。

まず最初に、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、防災・減災対策についての御質問のうち、気象防災アドバイザーの活用と避難所開設キットの作成についてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、気象防災アドバイザーをはじめとする気象防災業務支援のための気象庁等による取組として、この4月に岐阜県より情報提供がありました。この気象防災アドバイザーの取組が本格的に始まったのは2017年と比較的新しく、気象台で働いていた気象庁のOB、OGの方、そのほか自治体の防災対応に関する知識を持つ気象予報士の方など現在は87名の方が国土交通省より委嘱されており、全国13自治体で活動実績がございます。業務としては、大雨などの防災対応が必要なときに気象状況の見通しや川の水位の見通しなどを解説、避難指示のタイミングの助言、職員対象の勉強会や住民対象の講習会、防災マニュアルの作成支援などです。

御嵩町では、今までも大雨警報や土砂災害警戒情報などの発表を受け、災害対策本部としての対応方針を定めるときなどは、岐阜地方気象台に確認を取りながら対応を進めています。これは、岐阜地方気象台に中濃管内の市町村をサポートする地域防災支援チームが組織されており、緊急時となる警報発表時にはホットラインにおいて台風の影響の度合い、河川の危険度、土砂災害警戒情報の理由や今後の見込みなど、判断の根拠となるサポートを受けることができ

るからです。また、平常時では地域防災計画の修正、防災訓練のシナリオ作成、講習会への講師派遣などの協力のほか、災害時の職員派遣も含め全て無償で市町村をバックアップもしていただきます。

今回、気象防災アドバイザーの活用方法が地域防災支援チームの支援と比較的類似していることから、詳細について岐阜地方気象台に確認を取りましたところ、次のとおりでした。

岐阜県を中心に活動できそうな気象防災アドバイザーは4名ほどいるが、個人情報の関係上リストは公表されていません。活用している他県の事例では、梅雨の時期から台風シーズンぐらいまでの数か月単位で会計年度任用職員として雇用する方法、または要綱を定めて委嘱する方法により気象庁から派遣が可能となります。職員としての勤務となりますので、平時は朝の天気解説や職員への研修、危険箇所の見回りなど市町村の依頼業務を行い、大雨などの防災対応時には気象情報の詳細な解説を行い、避難指示などの判断の進言などを行います。派遣依頼する場合の窓口は岐阜地方気象台となりますが、前提として、町の依頼業務や契約条件を承諾できるアドバイザーがいた場合のみ派遣が可能となるということです。

以上を踏まえますと、現行どおり緊急時などは、岐阜地方気象台の地域防災支援チームのサポートを受けていくことが基本となりますが、今後、気象の専門知識を活用した地域防災計画の修正などが必要なときは、この気象防災アドバイザーの活用についても検討してまいりたいと思います。

次に、避難所開設キットの作成についてであります。

避難所開設キットとは、災害が発生した際に、誰もがスムーズに避難所を立ち上げられるよういろいろな場面ごとに行動手順書や掲示物など整理してキット化したもので、商品として販売されているものや手作りで作成しているものもあります。

コロナウイルスの脅威は、行政としてもどうなるか想像できないような状況にあり、避難所の運営方法も大きくさま変わりいたしました。町でも、新たに感染症に配慮した避難所マニュアルを作成し、感染症を防ぐための避難所レイアウト、誘導や案内など標示物、避難者の受入れと割り振り手順など、それを見れば対応できるように整理はしておりますが、避難所開設キットはございません。

町の避難所開設の初動体制は、職員による開設を基本としておりますが、コロナ禍や災害の程度によっては、防災リーダーやその他の住民の皆さんにより運営していただくことも予測され、毎年実施している防災訓練において防災リーダーを中心として避難所運営マニュアルに基づき開設手順や行動手順を確認していただいております。

しかし、発災時にはマニュアルを見ても時間がかかり、混乱してうまくできないなどの問題が発生しスムーズに開設できないという課題はあるかと考えられます。

今回、議員より提案をいただきましたので、防災リーダー会と連携し、防災訓練の一環として各避難所に適応した開設キットを自ら作成するなど、新たな取組として検討してまいりたいと思います。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

2点目の質問の答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の質問、防災・減災対策についての2つ目の質問、災害弱者の個別避難計画の作成についてお答えします。

御質問は、個別避難計画の作成進捗状況についてであります。

災害弱者の個別避難計画は、この計画策定の前に避難行動要支援者の名簿登録を行うこととなっており、本町では御嵩町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱を定め、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成手続や内容、取扱い、災害時の避難支援等について規定しています。

この要綱では、避難行動要支援者名簿の対象となる方として、町内に居住する高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方として次の8区分いづれかに該当する方としています。

1. 独り暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯の方、2. 要介護状態が要介護3、4または5の方、3. 身体障害者手帳の交付を受けている方で障害程度が1級または2級の方、4. 療育手帳の交付を受けている方で知的障害の程度がA1またはA2の方、5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級または2級の方、6. 難病の患者に対する医療等に関する法律により医療受給者証の交付を受けている方、7. 小児慢性特定疾病により医療受給者証の交付を受けている方、8. その他町長が必要と認める方、以上であります。

この避難行動要支援者のうち、災害時等において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことに困難を伴うことが予想され、かつ家族等の援護が望めない方で地域における支援を希望される方は、避難行動要支援者名簿登録届出書を町に出していただき、町はその情報を基に避難行動要支援者名簿として登録します。

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所のほか緊急時の連絡先、避難支援等を必要とする理由などの情報を記録します。そして、避難行動要支援者名簿に基づいて、御質問の個別避難計画を作成することになります。

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に次の情報を追加して作成します。1. 避難の際に実際に支援を行う避難支援者等実施者、2. 避難場所、避難経路、避難時の持ち物、3. 避難に際しての留意事項などです。

この個別避難計画を用いて、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織などの避難支援等関係者により、1. 災害時の安否確認、避難情報の提供、避難誘導、救出活動、2. 日常生活の見守り、相談などの支援を行うこととなります。

以上が要綱に規定する全体の流れであります。

現在、避難行動要支援者名簿登録者の情報を要援護者システムに入力し台帳管理を行っています。また、このシステムの地図データ上に登録者の居住地をプロットし、地図上で避難行動要支援者を把握し、安否確認にも活用できるものとなっています。防災訓練時には、この要援護者システムを活用し、避難想定机上訓練も行っています。

ところで、この個別避難計画に掲載する必要がある避難支援等実施者や避難場所、避難経路などの情報は、町担当者や本人のみで掲載することはできません。災害時等避難の際は、居住する地域の方の協力によるところが大きく、町としては個別避難計画の作成について、これまで自主防災組織や自治会などに説明をして御協力をお願いしてまいりました。

これまでの取組として、平成23年度に災害時要援護者安否確認避難支援モデル事業としまして南山台東自治会と協議を重ね、災害時要援護者支援計画、現在の個別避難計画を作成しました。その後、平成24年度に御嵩町災害時要援護者支援制度実施要綱、現在の御嵩町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱を定め、該当すると思われる方を民生委員、児童委員、介護支援専門員などの協力を得て、本人やその代理人などの同意を得ながら登録申請を受け、避難行動要支援者名簿を作成してまいりました。

そして、この名簿に基づき、協力の応諾をいただいた自主防災組織や自治会などに避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の作成に取り組んできました。これまで8つの自主防災組織や自治会と協議し、個別避難計画を作成してきました。令和2年度も2つの自治会と協議を始めましたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため延期となっております。

個別避難計画などの策定進捗状況は、令和4年2月現在で、避難行動要支援者名簿登録者数は、高齢者787人、障害者80人、その他自治会等より特に必要とされた方6名、このうち個別避難計画者数は高齢者113人、障害者8人、その他自治会等より特に必要とされた方6名、これによりまして避難行動要支援者名簿登録者に係る個別避難計画の作成率は、高齢者が14%、障害者が10%と、避難行動要支援者名簿登録者から個別避難計画にあまり進んでいない状況であります。

これは円滑で迅速な避難確保には、避難の際に実際に支援を行う避難支援等実施者をはじめ

避難場所や避難経路を地域の共助の下で決めていただくことがとても重要と思われる中、応諾いただける自主防災組織や自治会などの協議が進んでいない状況があります。また、作成済みの個別避難計画内容の確認や更新も継続して地域の協力が必要であります。

こうした状況の中で、現在、町内には55の自主防災組織と9つの自衛消防隊が組織されていますが、これら地域の方々の御協力が不可欠と考えております。その上で、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、延期している2つの自治会と協議再開をお願いし、そのほかについては土砂災害警戒区域など優先度の高いと思われる地域からとしつつ、大沢議員の地元の大庭台自治会など日頃から防災活動や意識が高いと思われる自主防災組織や自治会に個別にお願いをし、必要により民生委員、介護支援専門員など福祉従事者にも参画をいただきながら個別避難計画の作成を順次図ってまいります。このことは地域で話し合う場の創出と防災意識の向上、地域の声かけ、見守りにもつながることを御理解いただきながら進めてまいります。

以上で、大沢議員の御質問の答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

再質問ですが、総務部長のほうには、3点目の避難所の開設キットにつきましてはとても前向きな御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

1点目の気象防災アドバイザーの件ですが、その中に町の職員などの資質の向上、こういった知識の向上のための研修とか訓練とかが実施をされているというようなことも文面がございましたけれども、そういったことに対する参加状況というか、どのように御見解をお持ちかということをお聞きしたいと思います。職員の資質向上のための研修、この気象関連に対する研修などを行っているのか、そういった意味での気象関連の知識を得るための何かやっつけらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

再質問にお答えいたします。

気象関連についての研修というところでいいますと、実のところやっております。

ただ、いろいろな災害が発生したとき、あるいは大雨の土砂災害警報が発令されたりしたときなどはやはり専門的な知見が必要なもので、それは対策本部に詰めている職員、総務防災課の担当職員が中心となりますが、そこでしっかり連携を取っておりますので、そちらのほうで補

ってはおりますが、職員に対する研修という意味ではやってございません。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

資質の向上ということもございますので、また機会があればやっていただきたいと思います。

それから、2点目にお伺いしました個別避難計画についての質問ですけれども、やはり現状しっかりとつかんではいただいておりますけれども、個別計画までの作成率ということになるとやっぱりまだ低いパーセントということを提示されました。

こういったことを進めていくには、本当に地域の方の御協力が不可欠でありますけれども、災害というのはいつ発生するか分かりません。こうやっている中でもありますので、住民の方、自治会とか自主防災会の方にこういったものを作成していただきたいというお話はやはり危機感を持ってしっかりと大きな声で訴えていただいて、やっていただけたところを1か所1か所増やしていかなくてはいけないと思います。

大庭台に私はおりましたが、ちょっとまだこのことについての自治会とか防災会での話は上がってきたことがないので、やっぱりまだ声が届いていないのかなあ、町からの声が届いていないのかなと思います。

モデル的にもう10年以上も前に南山台東自治会というのは最初始められているということですが、更新について毎年更新をされているのか、その後始められたところの状況というのが分かればお聞かせいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の2度目の質問に答えさせていただきます。

先ほど御質問があったとおり、地域の自主防災組織だとか自治会に継続して働きかけさせていただくことは今でもやっております。そんな中で、自治会の自主防災組織の方々といろんな話も当然していかなきゃいけないと思いますし、さらに言えば、地元の民生委員の方々とも定期的にこれに限らず情報交換していく中で、お話をいただき更新をしていっているという状況ではありますが、実際、それが全て網羅できているかというところでもないかと思いますが、逐次広げていく中で、あるいはデータを更新していく中でお話をさせていただきながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

なかなか人手もかかるようなこともありますので大変だと思いますけれども、やはり年々希望される方というか対象となる方も増えてもくるし、減るところもあるしということで、移動というのがたくさんあると思うんですけれども、こういった避難計画の今そのパーセンテージ、14%とか10%と言ってみえますけれども、ある程度、どの程度まで目標といいますか、かけてやっていこうというふうに考えていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

御質問にお答えします。

国のほうでは、先ほど法改正があつて5年をめどにということをおっしゃっています。

ただ、今答弁させていただいたとおり、状況としてはあまり進んでいない状況であります。とは言いつつ、担当者あるいは役場が一生懸命前足をかいたところで、自治会の方々と一緒になってやっていかなきゃいけない部分がありますので、そこは地域の方々にお話をしていきながら、国が求める5年かどうかは別としましても、1件でも2件でも多くやっていきたいと思っています。以上です。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

大変だと思いますけれども、またしっかりと声かけをいただきまして、また自治会とか自主防災組織でもこういったものをつくっていくのが当たり前のことなんだよというような意識に変わるように取り組んでいただきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

一般質問は終わりましたが、町長の施政方針に対する質問を2件受付しておりますので、受付順に従って質問していただきます。

まず最初に、5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

先ほど岡本議員の町長とのやり取り、大変興味深いお話でした。久しぶりにもうちょっと町長と岡本さんのやり取りを聞いたかったですけど、交わっちゃったもんですから、ちょっと残念な気持ちがあります。

その中に検閲とか、これ私、随分久しぶりに聞いた言葉ですけど、権力者の検閲とかそういう意味だと思いますし、その中で権力者の権限の濫用なんていう言葉もありました。そういう権限の濫用なんていう言葉もちょっと頭の隅に置きながら私の質問を聞いていただきたいと思っております。

私の質問は、町長の施政方針にある新庁舎整備事業について伺いたいと思います。

質問に入る前に、議員の皆さんには昨年11月5日付、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る指摘事項通知書から始まる農業委員会と町との間でやり取りされた一連の文書及び令和4年3月4日付で農業委員会・総務会報告書がお手元にあるのならば、それを見ながら私の質問を聞いていただきたいと思います。

少し長くなりますので、最初にお断りしておきます。

町長は、新庁舎等整備事業については、関係法令の手續に日数を要し事業進捗が遅延している。これにより用地取得に係る契約手續が繰り下がっている。地権者の皆様に大変御迷惑をおかけしている。早期法令許可に向け、引き続き鋭意努めると述べられております。

この町長が述べられた関係法令というのは、言うまでもなく農地法第5条第1項の規定による許可申請です。この手續の遅延こそが、伏見小学校の大改修事業及び新庁舎等建設事業が前に進まない全ての原因であるということは、この場におられる議員はもちろん、多くの一般の町民の皆さんが知るところであると私は考えております。

その原因となっているものが、御嵩町農業委員会が建設用地の許可申請を審議する中で出してこられた2点の指摘事項に、町長がその思いに沿うような回答ができないことにあります。

御嵩町は、昨年10月15日付で新庁舎の転用許可申請を農業委員会に提出し、農業委員会の審議の結果、指摘事項通知書が令和3年11月5日に出されました。その指摘事項についての町の回答が農業委員会の意向に沿わないということで、現時点で継続審議とされ、許可申請が保留されております。

指摘事項は、事業費についてと町道中263号線、これは東西基幹道路に当たるんですが、263号線の重要性についての2点です。

1点目については、議会に説明をし、合意形成を図り、その事実が分かるものを添付してください。2点目は、町民の利便性を考えるべきであり、災害防災対応の拠点づくりとして重要となる庁舎の役割から、国道21号線の信号機設置対応、これは1か所の出入口という計画ですが、の計画は必ずしも町民の理解が得られるとは思われない。防災拠点としての役割、町民ホ

ールでのイベント開催、保育園、児童館の利便性について配慮を求めますというものでした。

これに対して町は、事業費についてという指摘事項に対して、令和3年11月12日に開催されました第6回新庁舎等建設特別委員会において、議員に対し現時点における概算事業費について説明を行いました。その事実が分かるものとして委員会に提出した資料を添付します。御心配していただいております事業費については、これは財源とか財源の仕組み等についてですが、議員の皆様にご理解いただけるよう引き続き努めてまいりますと農業委員会に回答しています。

それからもう一点、町道263号線の重要性についてという指摘がありました。これにつきましては、新庁舎敷地へのアクセスについては周辺道路における交通環境への配慮、保育園児や児童への安全確保の観点から、国道21号交差点から一極集中として計画しています。ただし、災害発生時や緊急時には、南側駐車場出入口、東側及び北側防災広場通路を開放し、緊急車両の出入口として利用可能な計画としております。町道263号線につきましては、新庁舎整備後に周辺農地の利用状況や地域住民の意見を聞きながら整備を図ってまいります。なお、具体的に道路計画、これは道路線形や幅員、交差点の形状などにつきましては、今後関係機関との協議によって決定していくものでございますが、御指摘をいただいております営農作業に支障とならないよう配慮しながら計画を進めてまいりますという回答をしております。

しかし、これまでの町と農業委員会のやり取りの文書を見る限り、町の回答に対して農業委員会は問題解決に向けて何も具体的な方策を示さず、町との話し合いも全くかみ合っていないと私は推測します。

令和3年12月8日付の農業委員会からの継続審議の通知を受けた町の回答の中で、農業委員会が求める議会との合意形成とはどのようなものかを示すよう町は求めております。この町の問いかけに、農業委員会は明確に答えてはおりません。あくまでも、議会との合意形成は議決でしかないとするのが通常な考え方ではないでしょうか。農業委員会が求める合意形成が、御嵩町議会における新庁舎等に関連する予算の全員賛成での可決としておられるならば、この指摘事項についてはいつまでもたっても平行線をたどるばかりではないでしょうか。

また、概算総事業費78億円について、議会との同意を求めるならば、どのような形で議案として提案し議会の可決を求めるか、その方策を示していただきたいと思っております。残念ながら、そのような方策は私には考えが及びません。

議会に対しては、概算事業費78億円、伏見小大改修事業費12億円を想定した財政シミュレーションが示されています。78億円という膨大な事業費に目が行きがちですが、我々議員が本当に着目すべき点は、将来負担比率と実質公債費比率という財政の健全度を示す指標であるはずです。前者は平成6年度をピークに徐々に下降線をたどり、後者については多少の上昇は見られるが、ほとんど変わらないという予測が示されています。年間の償還額については、実質負

担額が30億8,000万円を償還年数30年で割った1億260万円ほどが1年間に加算となるが、今日までの庁舎建設基金が毎年1億円以上であったこと、あるいは下水道事業債の償還が毎年減少していくことが確実であることなどを考え合わせれば、現在の行政サービスを将来にわたって安定的に提供し、健全な財政運営が維持できるということを予想したシミュレーションでありました。

さらには、議会ではこの財政シミュレーションの正当性、信憑性を裏づける意味もあったと私は今では思っていますが、議会だよりでも紹介してあります。昨年12月16日に地方財政に造詣の深い関西学院大学の小西教授を招いて財政勉強会を開催しました。小西教授は、勉強会の前にシミュレーションを作成した町の担当者と事前に協議した上で、このシミュレーションは妥当であるというような見解をいただき、我々議員が伏見小改修事業を含めた新庁舎建設事業の財源、将来負担等について十分に理解でき納得できるもので、理解していない議員はおられないと私は確信しております。

昨年11月5日付の指摘事項にある、通行車両により作業の中断が他の場所でも起こり、営農活動に苦慮されていると聞いているということの記述があります。一方では、庁舎建設により町道263号線が分断され、通過車両が減ることを歓迎するというような考えを持っている方もあると聞き及んでいます。農作業に支障を来すおそれのある町道中263号線への配慮は、交通量の増加に対するための指摘であるようですが、かえって通過交通が遮断されたほうが抜け道として利用する車両が減り農作業の妨げにならないといった考えもあるようです。また、東側の住宅地では、交通安全上の観点から、通過車両の減少を歓迎するという声を耳にしたこともあります。どれも聞いてきた話で、その信憑性を問われれば疑問符をつけられても反論できないものであることを付け加えておきます。

以上、述べましたが、農業委員会の指摘事項があまりにも私は不明確であるということがこれまでのやり取りの中からうかがえます。町は農業委員会の指摘事項に、私は真摯に取り組もうとしていると思います。農業委員会が望むことがあまりにもあやふやで不明確なため、町がどのような回答をすれば理解が得られるか分からない状況で現在に至っていると考えるのは私だけでしょうか。

そもそもこの指摘事項の回答が農業委員会の意に沿わないものであったとしても、それを理由に県への進達手続を継続審議として保留し続けること自体、関係法令から逸脱した法的裏づけのない取扱いをしていることになるのではないのでしょうか。

転用申請のガイドブック等を見ますと、ただ農地転用する場合は許可申請書に必要な書類を添付し、転用する農地の所在する市町村の農業委員会を経由して都道府県知事等に提出し許可を受ける必要があるとされているだけです。これには7項目ほどある添付書類の表記は案外曖

味で、今回の2点の指摘事項がどの添付資料の要件を満たすものなのか、添付書類として一体どんなものを求めているのか、農業委員会からの通知文書だけでは、私は全く見当が付きません。

農業委員会は、自らが求める指摘事項にそぐわないからといって、添付書類さえ整えば、農業委員会の総意が転用は認められないということならば、その理由を添えて県知事に進達することだけのことではないでしょうか。その可否も含め、県に許可申請を速やかに進達することこそが農業委員会の本来のあるべき姿、本来のあるべき役割であるはずです。

進達されてきた農業委員会の意見等を審議して、許可ないし不許可の判断をするのはあくまでも県であって、農業委員会ではないはず。事業費について、議会の合意形成がなされていない、あるいは転用地以外の周辺農地の営農活動への配慮を求めた区域外の道路の整備といった指摘事項に対する回答が不備だとして、継続審議あるいは保留といった取扱いをすること自体違法行為であると私は考えます。

このような法律の裏づけない農業委員会の取扱いにより、いたずらに許可の進達が先伸ばされた結果、申請者である御嵩町に無用な財政負担、あるいは大きな損害を与えることは決して許されることではありません。

令和4年1月31日付の町の回答の中には、新庁舎の建設用地には新丸山ダム建設発生土の搬入が予定されている。このまま許可申請が農業委員会において継続審議扱いとされ、許可が遅延することで建設発生土が搬入できないこととなれば、埋立土の購入費約6億円が支出増になる、こういったことを書いてあります。町ははっきり言いませんが、簡単に言えば御嵩町が6億円という膨大な損害を被ることになるということです。この損害の責任は一体誰が負うことになるのでしょうか。町長なのでしょうか。農業委員会なのでしょうか。

前もちょっとお話ししたことがあるんですけど、沈黙は共謀、傍観は加担という言葉があります。

渡邊町長にお聞きします。

この状況を何の策も労しないでただ黙って傍観していたら、農業委員会の継続審議あるいは保留という扱いに加担していると言っても決して言い過ぎではないと私は思っています。これは、転用許可申請の審議に関わる農業委員会の皆さん全員に当てはまるものだと私は考えます。

また、行政手続法、あるいは御嵩町行政手続条例によれば、農業委員会は許可申請を受け付けた日の翌日から起算して40日以内に許可権者である県に申請書を進達する義務を負っていると考えられます。法的裏づけない違法と言われても致し方ない継続審議、保留という取扱いを農業委員会が続ければ、町が被る損害の責任は一体誰が負うことになるでしょう。こんな事実、事態を心ある町民の誰かの知るところとなれば、農業委員会ないし町長に対して損害賠償

を求める訴訟が起こされるかもしれません。万一、誰もいなければ町民の一人として私自身が損害賠償を訴えることも可能なはずです。

農地転用の許可が遅延すれば、毎日少なからず何らかの形で御嵩町に損害を与えているということ、継続審議の名の下に無為な時間がいたずらに過ぎていけば、最悪6億円という膨大な損害を御嵩町に与えるということに農業委員会の一員として関わっているということ、そんな重要な立場にいることを農業委員会の皆さん一人一人にぜひ認識していただきたいと思います。農業委員会は、例えばここに至っても転用に同意できないという決定ならば、その理由を申請書に付して速やかに県へ進達されるべきです。

そこで、私からの質問です。

農地法第5条第1項の農地転用の許可申請が継続審議、保留となっているが、県への早期進達に向けてどのように取り組んでいるのか。許可申請の進達の遅延により、御嵩町が被るおそれのある損害は誰が負うことになるのか。この2点について、町長の見解ないしお考えを伺いたいと思います。

議長（高山由行君）

ここで、町長の答弁を先に求めますか。

続けてお願いします。

5番（安藤信治君）

そうしましたら、引き続き、先般の令和4年3月4日付で新庁舎建設用地の地権者の皆さんと関係各位に宛てた「御嵩町農業委員会・総務会経過報告 新庁舎等建設用地農地転用第5条申請に関する件について」と銘打った文書が御嵩町農業委員会会長名で配付されています。

こういったものですが、この茶封筒に入ってきたんですが、私のところにも差出人の書いていない封筒で郵便受けに投函されていました。誰が投函していつくれたのか定かではありません。報告書の内容から、農業委員会がこれらの文書をどのような意図で出されたのか、どんな目的で配られたか、どんな人がどんな思いで投函してくれたのか、私には分かりません。

しかし、報告書の中には、私自身大変興味深い記述がありましたので、一度皆さんに見ていただきたいと思います。

報告書の2ページになりますが、昨年11月5日の県農業会議との面談の折の回答、そして11月11日の県農政部との面談の折の回答について記載してあります。この記載事項に明記してある農業会議、県農政部の回答については、事実を確認する立場に私はありませんので、あえて見解や解釈は申しませんが、皆さん、いま一度よく御覧になって考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問内容を終わります。町長については、さっきの2点について御答弁願いた

いと思います。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

安藤信治議員の施政方針に対する質問、答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

施政方針演説に対しての安藤信治議員の質問にお答えをいたします。

議員のバッジを持って胸につけておられると思いますけれど、安藤議員が議会の議決案件についてとやかく言われるということに対して腹立たしい思いをされているのは当然のことだと思います。農業委員会が踏み込む問題ではございません。この場で議決をしていく、それが真つ当な議会です。それを許していると、権力者の権力の濫用ということになるかと思えます。

ここまで安藤議員のおっしゃったことは全て事実で真実です。おっしゃるとおりで違法状態にあります。そういう意味では、違法性を十分安藤議員は農業委員会を担当された農林課長でもありましたのでよく御存じだと思います。農地法第5条第1項、農地転用の手続については、農業委員会というのは進達機関、意見書をつけて県に提出する、それが仕事です。いろんな条件をつけて、気に入らないからといって無駄に時間を使うということは許されるものではありません。基本的に40日以内で行わなければいけないというのが基本であります。ただ、ぐずぐずとやっていけば時間が稼げるというような項目もないわけではないというのが、これも事実であります。特別な支障があるときにはその限りではないという項目もありますので、それを濫用しているということだと思います。

ただ、263号線とか議員の議決というのが、国にも県にもお伺いしても関係ないんです。263号線というのは農地転用をするその場の道路ではありませんので、農業委員会がそもそも審議の対象とする項目ではありません。もちろん議会の議決云々というのは、全く失礼な話だと私は思っています。議会も、先生まで招かれてその財源等々について研究をされた、そういう実績がありますので、かなり理解は深まったと思っております。

ただ私が心配しているのは、農業委員の皆さんに情報が正しく伝わっているのか、そこが一番問題だなと。職員にも担当者にも聞くんですけど、職員が、担当者が発言しようとか、そこは違うとか言おうとする、そういうことすらさせないということですので、事務方は言われたとおりに文書をつくるだけということのようであります。

そういう意味では、農業委員の皆さんに正しい情報を伝えていただければ、そこで議論がきちんとかあるんじゃないかと。ただ、きちんとか記録にも残さなきゃいけないぞということで、以前読んだんですけど、263号線で、それは農地転用に関係ないんじゃないですかという農業委員からの発言もありましたけれど、完全に無視された。そんなことどうでもいいというよう

な話だったようであります。そういう意味では、今非常に不健全な状態で議論したかのように見えるように装っているというのが私の見解であります。

先ほど安藤議員が東側住宅地、これ南山自治会というんですが、南山台は団地ですけど下の部分のあの辺りは南山という自治会です。ここには自治会、私が一番気になっていたのがあの道路を西へ抜けなくなると。抜けることができなくなるというのを本当に気になっていまして、ちょっと説明会をやってその雰囲気聞いてくれよということでやりました。結果は、朝夕、物すごく車がスピードを出して走るようです。それで、自治会の方々は止めれるもんなら止めてもらうのがありがたいと、そう異口同音におっしゃっていたということです。そこで自治会長さんにそれをよしとするという文書に署名をしてほしいとお願いしましたら、自分1人では嫌だけれど、自治会の三役のサインならいいですよということで、3人のお方にあそこを分断させることを同意いただいておりますので、263号線については、基本的にはその北と南の農地の所有者の方々と協議しなければ、どんな道路にするなんていうのはまちづくりの観点から考えるべき話でありますので、今、図面を何十枚と書いたものを会長にはお見せしてやっているんですけど、最初から何でこんな絵が必要なんだということを私は言っています。

それともう一つ、何にも我々がやっていなかったと言え、それは違います。私は担当者たちに、アンダーザテーブル、水面下の話はやめたほうがいいぞということを最初から言っています。なぜなら、一瞬にしてなかったことにされる。

令和3年10月15日、農転の書類を提出しました。突然出てきたと農業委員会の席上でおっしゃった。突然出てきた。半年たっても決まらないんですよ。返事はもらえないですよ。突然出てきたはないだろうと。それ見ると。なかったことにされた。

私が10月15日に提出した理由は、まず職員が疲弊してきた。それはかわいそうですよ。そしてもう一つは、そうしたことがなかったことになっていくと。町がサボっていると思われては困ると。全くの誤解だということをきちんとしていくために、机の上で協議してもらえよと。日にさらすことで消毒されると、ばい菌が消えるだろうという方針の下、正式に提出した。突然でも何でもありません。

1つの分かりやすい情報操作を紹介します。安藤議員がおっしゃった農業委員会の報告書のようなものですが、これについても答えていいんですか。

5番（安藤信治君）

よろしいですよ。

町長（渡邊公夫君）

よろしいですね、はい。

11月15日に、会長が先陣を切って県のほうへ行って、農業会議の会長にお会いになったとい

う記録が配付されています。そこで、会長の言葉として、農地転用第5条申請への対応は、保留ではなく否決が望ましいとの回答がありと書いてあります。これは、御嵩町の農業委員会に対して答えを早く出せという話だと思います。

ただ、実はその前段があります。その前段では、第三者がこの計画地に消防署も建設することになっているという説明をしたそうです。その発言をしたがために会長が、進入口が1か所しかないようなところに何が消防署だと、それはあり得ない話だろうということから否決が望ましい。私、この第三者に電話をしておきました。個別の問題に関わってくれるなということ、そして消防署はもう一つ西の信号のところにいるんだよと説明をしておきました。だけど、この文書にはそんなところはないんですよ。御嵩町側の記録のみ残っているということでもあります。そういう意味では、農業委員会の皆さんが事実を全て知っている、そういうことでもないのかもしれない、そう思っておりますので、大変難しい問題でもあると思います。

その中で、訴訟の件が出ましたが、これは訴訟を起こす方が原告であり、被告を指定するのは訴訟人のはずですので誰になるかは分かりませんが、もし私が被告人として指定されたんなら、私は農業委員会に違法であるということも伝えていきます。職員たちが何度も何度も、何度も何度も、最低週1回は行っているんでしょう。通い詰めに通っている。それも知っています。それだけの努力をしても、罰則規定とか、私のほうから何か命令をすとか、そういうことはできる案件ではないというのが私自身の判断でもあります。何か法的なものを探さなきゃいけないとは思っておりますけれど、最大限の努力は図っておりますので、当然、これは違法状態にしている農業委員会、情報をきちんと提供していないのであれば会長の責任、そういうことにしていこうと、そういう発言、そういう対応をしていこうと、そう考えております。

私たちは努力をしています。努力をしているにもかかわらず、何らきちんとした回答がないというのが、実は自分が間違っただけのことを、褒められたことをやっているという認識はあるんだろうと思いますけれど、最近ちょっとノウの心配をしています。以上です。

[5番議員挙手]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

明確というか、はっきりした御答弁ありがとうございました。

はっきり言って、いろんな庁舎を議論される中で、先ほど冒頭に申したんですけど、町長の施政方針の中でも関係法令とか何かとはっきりおっしゃっていないし、どんな議論をしてもそこは何か通過して、その上っ面の議論ばかりしているような感じがしてなりません。

とにかく肝腎な農地転用の許可申請、これが下りないことにはとにかく何も前に進まない、こういうふうに皆さん考えておられる。私だけじゃないと思います。ぜひ早く進達されることを祈りたいと思います。

ちょっと最後になりましたんですけど、先ほど町長も触れられましたこの報告書の中ですが、これは議会に関わることなのでちょっと言い訳の話になるかもしれないですが、経過報告書4ページ、令和4年1月27日付で議長宛てに新庁舎建設に関してという5名の議員、これは自署で署名されてはあったわけですが、5名の連名で出された文書のことが記載されています。あたかも議会は何もしなかったというような話が記録してあるんですけど、事実、議員控室に机の上いつの間にかこの書類が乗ってしまっていて、議員全員に配られたことは事実であります。この文書は、これ個人名を出して申し訳ないんですけど、山田副議長個人に宛てたものだと私は考えております。農業委員会、このときも指摘事項と題した会長名で出された文書が添付されています。この文書を議員で控室で見て、その折に5名の議員の方にこの取扱いを議会としてどうするのか、どういった意図のものかを聞きましたが、ただ提出するだけですよというような回答で終わったので、この件については議会としてはそういった理由で何も協議をしていない。確かにしていない、指摘どおりです。ただ、なぜしなかったということだけは、この場をお借りして申し添えさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで安藤信治君の町長の施政方針に対する質問を終わります。

2件目、続きまして7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

本日最後の質問者になります。

議長のお許しが出ましたので、通告書に従い町長の施政方針について質問をします。

町長は施政方針の中で、2大事業の一つである新庁舎整備事業では、新庁舎の建設に必要な木材の調達やその支援業務のほか、本格的な基盤造成工事に係る予算を計上しており、総額で7億3,298万8,000円としています。

令和4年度当初予算は過去最大の予算規模の下、新庁舎の整備、亜炭鉱跡対策事業費により将来に備えた基盤づくりに取り組むとともに、安全・安心、子供たちを取り巻く環境の向上など、それぞれの分野ごとにメリハリをつけた予算の下、着実に事業を進めてまいりますとされています。

新庁舎等整備事業は将来に備えた基盤づくりとしていますが、過去に特別委員会で提案した候補地エリアの中で、現在計画地はどのように選定がなされたのでしょうか。21号バイパスエ

リアという選定については、議会特別委員会も納得して選定しましたが、特別委員会での検討の際、まずは御嵩町の身の丈に合った大まかな事業費を決めてから進めていくのが本来の姿ではなかったかと今思うと悔やまれます。

行政の詳細な調査、例えば盛土がどれくらい必要なのか、その費用はどのくらいかかるのか、庁舎の配置、選定地のアクセス、住民はもちろん緊急車両の動線、有事の際の土地利用、木造がいいのか鉄骨がいいのかなど、どれほど検討をされたのでしょうか。

決して議会特別委員会で決定したことを遡って否定するわけではありません。エリアの選定については、議会にも当然責任があることは重々承知をしています。ただ、現在72億円という事業計画です。当初の計画から考えるとかなり高額になっており、町民ホールや防災広場に代表されるように、後から浮上した計画もあります。当初、庁舎周辺に公共施設を集約するという想定はありましたが、町民ホール、防災広場は私にとっては想定外であり、特別委員会では議論、協議をしておりません。

施政方針の中でおっしゃっているめり張りというのは、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。例えば、新庁舎等建設にはどのようなめり張りが必要であるとお考えですか。

私からの質問は、新庁舎等建設予定地を最終的に決定した経緯は、いつ、どの時点だったのでしょうか。予備調査のように具体的な位置や規模について、ありとあらゆる想定の下、選定されたのでしょうか。町民ホールや防災広場はどこからの提案なのでしょうか。また、町民ホール、防災広場はどれほどの財政負担が必要でしょうか。

めり張りをつけた予算執行とは、どのようなことを指すのでしょうか。

以上が私の質問です。御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

町長の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

寂しい思いで今の質問を聞いておりましたけれど、安藤雅子議員の質問にお答えをいたします。

めり張りという抽象的な表現を使ったこと、これは分かりづらかったのかなというふうに思っております。行政には、公平・平等の原則があります。加えて、御嵩町は特に強かったかなと思っているのが、昭和の合併以降、地域的に均等の配分の意識が非常に潜在的に強くあったと。4町村が合併したわけですので、4町村均等に、特に建設関連の維持費等々は等にしていくと、4分の1ずつ。そういう分け方をどうもしてきたんじゃないのかなあということを感じております。議員の時代にそういうことを指摘したこともあります。悪くはありませんけど、

私は集中と選択も必要だというふうに思っております。庁舎関連のいわゆる事業費等々、この事業を進めていくというのがある種集中と選択、その中の一つだと思っております。

今ある行政サービスを低下させることなく、これまで蓄えた基金や、また返すことのできる町債——借金ですね——を投下して整備するということであります。これは福井議員のときにもお答えしたんですけど、その時代時代に合わせたいわゆる補助金、補助事業とか交付事業というものがつくられることが多くあります。全国で庁舎が老朽化し、建て直し時期が来ているということから、国は庁舎債というものがつくられた。これは、昨年度で終わりだったかな、5年間ということです。御嵩町は設計のほうを業者に頼み、契約もして、支払うべきお金も払って滑り込みましたので、全体の20%ぐらいの補助はしていただけるというものです。これ遅れていけばもう無理な話で、認められないということになります。

庁舎については、国や県は助けてくれません。勝手におやりなさいと。どれだけ豪華なものを造っても、どういう粗末なものを造っても、それは自分のところで考えなさいという、それが基本ですので、国がいかにも、昭和の合併以降造ったであろう施設の老朽化というものが喫緊の課題になっているということに反応してくれた結果だと思っております。

先日、1月25日でありますけれども、岐阜市で地方財政対策等説明会が開催され、議長も出席されましたので、文書は議会にもあると思われしますので、興味のある方は御覧になればよろしいかと思いますが、この会で県の説明の中でも、今回、安藤雅子議員のおっしゃるホール等、財政投入するということに関して、緊急防災・減災事業債はお勧めの有利な財源として紹介されています。とてもよい選択ができたと思っております。

分かりやすく言えば、通常、公共施設を造る場合、土地は基本的には資産になりますので、土地代はおおむね自治体が自分のところで負担をしていく。奥村議員、うなずいてみえるんですが、道路拡幅でも土地代は自分のところで払うんですよね。構築費等々は補助や交付金の対象になると。緊防債というんですが、これについては土地代まで含まれると。要領よく財政担当者も防災の担当者も、町のいわゆる今度の庁舎等必要とする土地の7割近くをこの緊防債に充てることのできている。道路もそうです。ということですので、大変有利な借入れですから、7割国が持ってくれるなんていうのはまずありませんので、非常にいい着眼をしたと悦に入っているところであります。

これが本来本年度で終わりでしたけれど、来年度からも全国から要望があると見えて5年間延長されました。御嵩町はもう今回の分で滑り込んでいますので緊防債で建設することができると。多分、この機会を逃したら、先ほど言ったように42分の2の御嵩町がホールを造るということではできなくなる。これは確信しています。しっかりと対応していきたいと思っております。

これまでの経緯や、どんなタイミングで決まっていたのかの御質問ですけど、多分、安

藤雅子議員は議会の資料の中に全部お持ちのほうですので、それを再度確認していただければ分かりますので、その点についての答弁は差し控えます。以上であります。

[7 番議員挙手]

議長（高山由行君）

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

これは質問ではありませんが、すみません、経緯となぜこのような質問をしたのかということとを少し聞いていただきたくて、お話をさせてください。

新庁舎の建築は23.6億円です。造成工事費が17億円、町民ホール建築費が12.5億円、外構工事費が9.5億円と庁舎以外の工事により総事業費が72億円から、土代を含めれば78億円と大きく押し上げられております。町の一般会計の予算額は、亜炭鉱対策費を除くと令和4年度が76億円、大体70億円前後が例年です。

先日も、議会のほうの財政の勉強会で心配はないよというお話を聞かせていただきましたけれども、3月7日の中日新聞には、過去最大となった市がたくさんあったこの令和4年度の予算のことを受けて、地方財政専門の一橋大学の佐藤教授は、高齢化で社会保障関連の歳出が構造的に増える中、増減がある法人税や財政が厳しい国からの交付金に頼るのはリスクがある。優先順位を吟味した予算編成がますます大切になるとの記事がありました。

現在、経費を抑えるべく努力を払っていただいておりますけれども、経費の入っていない評価項目で候補地の絞り込みをして決定をした私にとって、ここまで経費が膨れることは想定外であったこと、まためり張りの具体的内容を知りたくて今回質問しました。

施政方針の中では、新庁舎整備事業について、町長は議会の皆様、町民の皆様の御理解、御協力をよろしく願いますと述べられております。議会も、議会懇談会などで町民の方に知らせてはきましたが、ほんの一握りの方にしか届いておらんような気がします。

町民の理解と協力を得るためには、情報提供は欠かせません。常々情報公開の大切さをおっしゃっている町長ですので、このコロナをかいくぐりながら町民に知らせるさらなる努力を工夫していただけると期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで安藤雅子さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日、3月10日の午前9時より開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時33分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治